東海北陸厚生局の事業年報

(平成26年度)

厚生労働省 東海北陸厚生局

はじめに

皆様方には、東海北陸厚生局における業務の円滑な運営に対して格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東海北陸厚生局は、平成13年1月6日の中央省庁等の再編成による厚生労働省の発足に併せて設置されて以来、東海北陸地区6県(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)を管轄区域として、国民の皆様に身近なところで医療、健康、福祉、年金などの業務を担っております。

今後とも東海北陸地方における厚生行政を進めるための拠点として、国民の皆様の高度化・多様化するニーズにこたえるため、各地方公共団体などとの連携強化に努め、地域に密着したきめ細かな行政サービスを提供していきたいと考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成26年度に東海北陸厚生局が行った業務の実績についてまとめたものです。平成26年度においては、「業務改善のための適切な業務管理」、「行政サービスの向上」、「行政経費の節約及び職場環境の改善」という3つの業務管理方針を掲げ、改善への取り組みを進めたところです。

本書により、国民の皆様や、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に、東海北陸厚生局の業務についてご理解を深めていただければ幸いです。

平成27年8月

目 次

第Ⅰ章	東海北陸厚生局の組織概要	
1.	東海北陸厚生局の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先・・・・・・・・・・・	4
4.	東海北陸厚生局における行政サービス向上への取り組み・・・・・・・・	7
第Ⅱ章	業務概要及び実績等	
総務認		
1.	行政文書開示請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2.	国家試験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3.	国有財産の管理及び処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
企画訓	問整課	
1.	地方社会保険医療協議会の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2.	医療構造改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3.	国民の皆様からのご意見・ご要望等について・・・・・・・・・・・・・	20
4.	研修の企画及び実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
年金指	旨導課	
1.	滞納処分等に係る認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2.	徴収職員及び収納職員の認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3.	立入検査等に係る認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4.	年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について・・・・・・	23
5.	厚生年金保険料等の納付の猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
年金訓		
1.	社会保険労務士に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2.	年金委員の委嘱、解嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3.	学生納付特例事務法人の指定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4.	国民年金等事務費交付金に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5.	健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について・・・・・・・・	33

社会保	R険審査官・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
健康福	a社課	
1.	中小企業等協同組合の認可等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2.	消費生活協同組合の認可等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3.	各種医療機関の指定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
4.	各種補助金等の交付等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
5.	生活衛生同業組合の振興計画の認定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
6.	三種病原体等の所持又は輸入の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
7.	民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指	
2	召等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
8.	特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還について・・・・・・・・・・・・	57
9.	精神保健指定医の指定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
		59
		61
12.	生活保護法施行事務監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
13.	生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について・・・・・・・・	63
	クリーニング師試験の学力認定について・・・・・・・・・・・・・・	63
15.	その他の業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
16.	各種養成施設の指定又は認定及び監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
17.	保健師助産師看護師実習指導者講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
18.	介護技術講習制度に係る講習会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
19.	介護福祉士実務者研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
医事調		
1.	医師の臨床研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2.	歯科医師の臨床研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
3.	医師確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
4.	医師の再教育研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
5.	医療安全に関する取組の普及及び啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
6.	心神喪失者医療観察法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
7.	医薬品等製造業許可等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	毒物劇物の製造業・販売業の登録等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
9.	健康危機管理について(原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が	
	Eじ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え)・・・・・・・	80
10.	再生医療等の安全性の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82

食品衛生課

1.	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について・・・・・・	84
2.	輸出食品に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
3.	輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
4.	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について・・・・・・・	88
5.	食中毒に係る調整業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
6.	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について・・・・・	90
7.	食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について・・・・・・	91
保険年	—	
•	全国健康保険協会に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
-	健康保険組合に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
•	厚生年金基金に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
4.	国民年金基金に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
5.	確定給付企業年金に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
6.	確定拠出年金(企業型)に係る業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
管理課	3	
	` 2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の定款変	
	三部可等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する	107
	特について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
	医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度	109
)計明に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
_	国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る	110
	らいたは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	111
• • •	後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療	111
	度に関する業務の技術的助言・指導監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係及び介護	112
	性女体疾の療事な研究が全型の行う未効 (同画) 自己療師及民体及の方法 保険関係業務を除く。) の監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
121	NAME OF THE PARTY	
医療課		
1.	国の開設する病院、診療所及び助産所の監督業務について・・・・・・・	115
2.	医療監視業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
3.	東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督につ	
U	١٣٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠	119

調査課

1. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理に	
JUIT	122
2. 指導部門の保有する情報の公開の調整について・・・・・・・・・・・・・・	122
3. 指導部門に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整について・・	123
4. メーリングリストを活用した定例報告等の配信について・・・・・・・	123
福祉指導課	
1. 介護保険に係る保険者(市町村等)、地域密着型サービス事業者に対す	
る指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
2. 業務管理体制の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
3. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について・・・・・・・・・・・・・	129
4. 障害者自立支援業務に関する実地指導について・・・・・・・・・・・・	133
指導監查課/各県事務所	
1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師	
に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険	
療養担当者に対する指導・監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並び	
に指定訪問看護事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
3. 施設基準(基本診療料及び特掲診療料)等の届出等について・・・・・・	142
4. 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務及び指導・監	
査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
5. 地方社会保険医療協議会部会の運営について・・・・・・・・・・・・	145
麻薬取締部	
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について・・・・・・・・・・・・・	146
2. 薬物事犯の取締りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
3. 再乱用防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
4. 相談業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導・監督について・・・・・・	149

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合し厚生労働省が発足しました。それに伴い、地方の機関についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、更に、厚生労働省から一部事務を移管し、全国に7局1支局1支所の地方厚生(支)局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)において、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

なお、地方厚生局は、次の法律により、厚生労働大臣等の権限が地方厚生局長に委任されています。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、健康増進法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、栄養士法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、クリーニング業法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、社会保険労務士法、児童福祉法、母子保健法、社会福祉法、生活保護法、民生委員法、社会福祉士及び介護福祉士法、戦傷病者特別援護法、精神保健福祉士法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、社会保険診療報酬支払基金法、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、存金生活者支援給付金の支給に関する法律、日本年金機構法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律

【平成16年 4月~】

平成16年4月には、国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止(独立行政法人国立病院機構へ移行)され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止し、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月~】

平成20年10月には、社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生(支)局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せ、指導部門(管理課、医療指導課(現、医療課)、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置)を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月~】

平成22年1月には、社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金 関係事務(行政事務とされたもの)の移管に伴い、新たに年金部門(年金指導課、 年金調整課)及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月~】

平成26年4月には、組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合されました。 また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課が新設されました。

【平成27年 4月~】

平成27年4月には、被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生(支)局に置かれたほか、年金審査課が新設されました。

2. 組織体制

(平成27年4月 1日現在)

東海北陸厚生局長 総務管理官 総務課 企画調整課 年金指導課 年金調整課 年金審査課 社会保険審査官 健康福祉部長 健康福祉課 医事課 食品衛生課 保険年金課 指導総括管理官 管理課 医療課 調査課 福祉指導課 指導監査課 (愛知県を管轄) 県事務所(愛知県を除く) 麻薬取締部長 調査総務課 捜査第一課 捜査第二課 特別捜査課 鑑定課 情報官 指定薬物対策官 指定薬物専門官

3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先

総務課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
(各種養成施設関係)	052-959-2063	052-959-2373
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

企画調整課•年金指導課•年金調整課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館 8 階

部•課	電話	FAX
企画調整課	052-979-7413	052-935-2644
年金指導課	052-979-7396	052-935-2642
年金調整課	052-979-7399	052-935-2643

年金審查課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 2号館 4階

部•課	電話	FAX
年金審查課	052-950-3790	052-950-3467

管理課•医療課•調查課•福祉指導課•指導監查課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館 4 階

部•課	電話	FAX
管理課	052-979-7381	052-935-9900
医療課	052-979-7382	052-935-9900
調査課	052-979-7389	052-935-9900
福祉指導課	052-979-7383	052-935-9900
指導監査課(愛知県を管轄)	052-979-7380	052-935-9900

社会保険審査官

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館 4 階

部•課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-935-2641

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館1階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	
麻薬・覚せい剤相談	052-961-7000	052-951-6876
許認可専用	052-951-0688	

県事務所(富山・石川・岐阜・静岡・三重)

事務所	電話	FAX	
	076-439-6570	076-441-4041	
富山事務所	〒930-0004		
	富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第 2 ビル 4 階		
	076-210-5140	076-261-0848	
石川事務所	〒920-0024		
	金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階		
	058-249-1822	058-247-0286	
岐阜事務所	〒 500-8114		
	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階		
	054-355-2015	054-351-3115	
静岡事務所	〒 424-0825		
	静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階		
	059-213-3533	059-228-3588	
三重事務所	〒 514-0033		
	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階		

(愛知県については指導監査課が管轄しています。)

4. 東海北陸厚生局における行政サービス向上への取り組み

東海北陸厚生局では、厚生労働省設置法等により求められる厚生労働行政における 役割を的確かつ効率的に実施するとともに、行政サービス向上等を目的とした業務改 善等を推進するため、「業務管理方針」及び「職員行動指針」を策定しています。

また、厚生労働本省の組織目標を踏まえ「東海北陸厚生局組織目標」を策定しています。

業務管理方針 • 職員行動指針

目指せ!行政品質向上! ~ひと、くらし、みらいのために~

【平成26年度 業務管理方針】

I 業務改善のための適切な業務管理

- 1 内部統制の強化と業務管理計画の適切な進行
 - PDCAサイクルにおける Check and Action の徹底(可視化)
- 2 主要業務における業務の標準化及び効率化の推進
- 3 活発なコミュニケーションによる組織力の向上
- 4 人材育成

Ⅱ 行政サービスの向上

- 1 親切、正確、迅速な国民の皆様への対応
- 2 許認可施設等の健全な運営の確保
- 3 国民にわかりやすい情報提供の推進

Ⅲ 行政経費の節約及び職場環境の改善

- 1 行政経費の節約及び温暖化対策等(CO2削減)
- 2 職場環境の改善

【職員行動指針】

国民全体の奉仕者である私たちは、一人ひとりの職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りと使命感を持って職務に臨み、的確かつ効率的に業務を遂行するとともに、行政サービスの向上に努めます。

平成 26 年度東海北陸厚生局の組織目標

東海北陸厚生局の組織目標

目指せ!行政品質向上 ~ひと くらし みらいのために~

国民全体の奉仕者である私たちは、一人ひとりの職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りと使命感を持って職務に臨み、的確かつ効率的に業務を遂行するとともに、行政サービスの向上に努めます。

【今期(26年度)の組織目標】

	プリング 中皮 グロ祖称日保』 内容	推進する上での課題
1	期限(平成 26 年度末)数値目標(「業務管理計画」の目標達成度 9 0 %以上) 【業務改善のための適切な業務管理】 ① (内部統制の強化と業務管理計画の適切な進行管理・PDCA サイクルにおける Check and Action の徹底(可視化)) 職員一人ひとりが使命を果たし、国民の信頼を高めるため、内部統制機能の充実を図るとともに職員が、法令等の規範や公務員倫理を遵守しつつ、職務を適切に遂行するよう、職員の意識改革を図るため、局内の会議の場等を通じた周知・徹底や意識改革の呼びかけ、研修の充実等を行う ② 「業務管理方針」及び「組織目標」を踏まえた各課の「業務管理計画」を作成し、PDCA サイクルを用いた業務管理を行い、各目標において未達成だった場合にはその要因を業務管理計画に記載する等 Check and Action を徹底し、業務改善に繋げることにより、目標を達成する。なお、各個人単位まで業務管理計画を方針展開し、PDCA サイクルの定着を図る。 ③ 日常業務に潜在するリスクの点検・可視化する取り組みを進めることによりリスクマネジメント機能の強化を図る。	・組織体制の整備・充実
2	期限(平成 26 年度末) 数値目標(電子決済率 40%以上) (主要業務における業務の標準化及び効率化の推進) ① 主要業務について、マニュアル等の整備を更に進めるとともに、業務プロセス管理を行うことにより、事務処理の標準化及び効率化を図る。 ② 共同支援システム等を活用した公文書の適時適切な管理・点検を実施すること等により、行政文書の電子化を進め、業務処理の適正化及び効率化を図る。	・事務処理体制の整備・充 実 ・評価方法の検討
3	期限(平成 26 年度末)数値目標(-) (活発なコミュニケーションによる組織力の向上) 定例幹部会議等を通じて進捗状況や改善点等を発信し、情報の共有化を推進するなど組織内コミュニケーションの活性化を図る。	・情報の把握・分析 ・コミュニケーションツー ルの活用
4	期限(平成 26 年度末)数値目標(-) (人材育成) 階層別研修の積極的な受講と部局別研修及び課内研修や更なる OJT の充実等により、 人材を育成する。	・研修に参加しやすい環境整備
5	期限(平成 26 年度末)数値目標(標準処理期間の10%以上短縮) 【行政サービスの向上】 (親切、正確、迅速な国民の皆様への対応) ① 行政サービスの向上のため、標準処理期間10%短縮等、これまでの処理期間を基本として処理期間の維持・向上を図る。 実地調査等における実態把握や説明会参加者ニーズを把握し、業務改善に努める。また、電話や来訪者等から寄せられたご意見・ご要望等には適切に対応するとともに業務改善に役立てる。	・事務処理体制の整備・充 実 ・厚生労働本省及び局内関 係部署間の連携
6	期限(平成 26 年度末)数値目標(-) (許認可施設等の健全な運営の確保) ① 許認可施設等が提供するサービスの維持向上のため、年間計画に基づき指導等を確実に実施するとともに、より効果的・ 効率的な指導方法を検討する。 ② 指導監督等における分析結果の公表、自己点検表の使用の促進により、自発的な改善を支援する。	・地方自治体等関係者との 連携

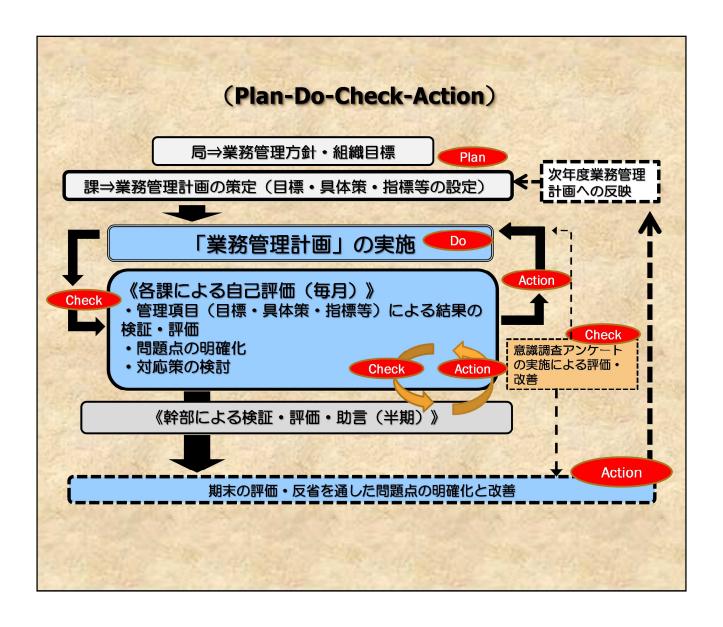
7	期限(平成 26 年度末) 数値目標(-) (国民にわかりやすい情報提供の推進) ① 事業者、団体等に発する文書や広報について、わかりやすい表現を用いることにより、読者の理解を深める。 ホームページ等を活用した国民のニーズに沿った情報発信を推進するとともに、広報活動の強化を図る。	• 局内関係部署間の連携
8	期限(平成 26 年度末)数値目標(電気使用量の 22 年度対比 16%以上削減) 【行政経費の節約及び職場環境の改善】 (行政経費の節約及び温暖化対策等(CO2削減)) ① コスト意識の向上のため、職員に対するコスト啓発活動を定期的に行う。 ② 「東海北陸厚生局エネルギー管理標準」を遵守するほか、両面印刷等を徹底し、経費を節減する。	
9	期限(平成 26 年度末)数値目標(年次有給休暇の取得日数 16 日以上) (職場環境の改善) 職員の健康保持増進等のため、業務管理計画の適切な進行管理により、早期退庁、年次有給休暇の取得を促進する。	

【職員の能力向上のための取り組み】

	内容
人材育成•組織活性 化	・課所内の報告・連絡・相談体制の強化、また、国民の皆様の声等、局内で情報共有すべきものについては、積極的に情報発信するなど、活発なコミュニケーションにより組織力の向上を図る。 ・厚生労働本省や人事院の階層別研修を受講しやすい体制を整備し、職員に積極的な参加を促すとともに、必要に応じて e-ラーニングを活用することにより、必要な専門知識、技術的能力等を習得させる。 ・職員の職務遂行に必要な能力、資質等の向上に資するため、OJT (職場内訓練)を基本に勉強会を各課所ごとに随時実施する。
実態把握能力	 ・年金分野、医療保険分野(審査支払等)など、各分野における関係機関との協力・連携体制を強化し、意見交換会等通じて実態を把握する。 ・毎月、県事務所ごとの指導監査実施状況の分析及び進捗管理を行うとともに、進捗が遅滞している県事務所への的確な指導及び支援を実施する。 ・来訪者への意見要望箱の設置や関係団体等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて意見交換やアンケート調査を行う。 ・医療機関整備計画の事前把握を行い、常に対象医療機関の申請状況等を確認する。
新政策企画·立案 能力	・厚生労働本省や人事院の階層別研修を受講しやすい体制を整備し、職員に積極的な参加を促すとともに、必要に応じて e-ラーニングを活用することにより、必要な専門知識、技術的能力等を習得させる。 ・「国民の皆様の声」で寄せられた内容について、厚生労働本省担当部局に情報提供する等、適切に対応し、所用の改善に繋げる。
政策検証能力	・取り組むべき各種目標を定めた業務管理計画を策定し、必要に応じ、担当課以外の者による評価を実施する等、PDCAサイクルを用いた業務管理を行う。また、計画が達成できなかった場合にはその要因を業務管理計画に記載する Check and Action を徹底し、行政品質の向上に繋げる。 ・医療機関等に対する指導監査業務の実態を検証し、その結果を次の指導監査に活用するとともに、保険診療の質的向上及び適正化につなげる。
コミュニケーション 能力	・東海北陸厚生局ホームページ等を通じて、国民にわかりやすい情報提供を推進するとともに、広報活動の強化を図る。 ・医療安全に関するワークショップ、登録検査機関に対する研修等を実施し、参加者の満足度が80%以上となるよう努める。
コスト意識	・各課等の業務管理計画において、コスト削減に関する共通目標を設定するとともに、エネルギー管理標準に定めている取組を遵守する。 ・庁費関係経費について、 平成 24、25、26 年の 3 力年の実績を局内に周知することにより、コスト意識の向上と経費の節約に努める。 ・業務や職場環境の改善について、意見・提案等を募集する。
業務改善能力	・「国民の皆様の声」で寄せられた内容について、厚生労働本省担当部局に情報提供する等、適切に対応し、所用の改善に繋げる。 ・来訪者への意見要望箱の設置や関係団体等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて意見交換を行うなど、より広く意見・要望を収 集し、業務改善等に繋げる。 ・主要業務について、チェック表、工程表、マニュアル等の整備を更に進めるとともに、必要に応じたリニューアルを実施し、また、業 務プロセスを明確にすることにより、事務処理を標準化及び効率化し、業務改善等に繋げる。
リスク対応能力	・課内会議等の機会を利用し、潜在するリスクの把握を行うことにより事務処理誤りを未然に防ぎ、課内のリスク管理体制の強化を図る。

業務管理計画に基づくPDCAサイクルの推進

東海北陸厚生局では、局の方針である「業務管理方針」を踏まえ、各課において、盛り込むべき目標及び目標を達成するための具体的方策を明示した「業務管理計画」を策定しています。また、それを進めるにあたり、局、各課、更には各課職員において、Plan-Do-Check-Action といったPDCAサイクルを活用した業務改善に取り組んでいます。



平成 26 年度の目標達成状況

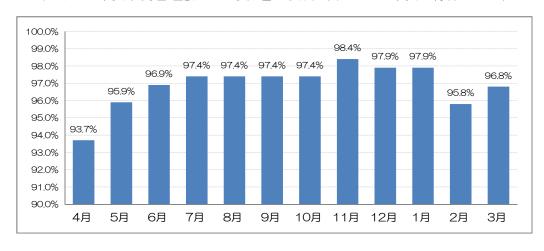
東海北陸厚生局では、組織目標を達成するため、各課において「業務管理計画」を 策定しています。この業務管理計画においては、組織目標に沿って具体的な目標を設 定し、毎月自己評価・検証を行い改善を図っています。

平成26年度においては、各課の業務管理計画として計196の目標を設定し、年間の達成割合は96.8%であり、組織目標の数値目標である90%を達成しました。

各組織目標における業務管理計画目標数

	組織目標						
【業	務改善のための適切な業務管理】						
1	内部統制の強化と業務管理計画の適切な進行管理 (PDCAサイクルにおける Check and Action の徹底)	28					
2	主要業務における業務の標準化及び効率化の推進	24					
3	活発なコミュニケーションによる組織力の向上	20					
4	4 人材育成						
【行	政サービスの向上】						
5	親切、正確、迅速な国民の皆様への対応	36					
6	許認可施設等の健全な運営の確保	8					
7	国民にわかりやすい情報提供の推進	19					
【行i	【行政経費の節約及び職場環境の改善】						
8	行政経費の節約及び温暖化対策等(CO2 削減)	20					
9	職場環境の改善	20					
	計	196					

平成26年度業務管理計画の月別達成状況(平成26年度目標数196)



第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

1. 行政文書開示請求について

(1)業務内容

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績

平成26年度における実績は、次のとおりです。

【行政文書】

(単位:件)

部門	開示	請求	開 示 請 求 結 果			
_ L 1 d	件	数	開示(部分開示)	不開示	取り下げ	
総務・企画部門		0	0	0	0	
年 金 部 門		1	1	0	0	
健康福祉部		1	0	0	1	
指導部門		541	541	0	0	
麻薬取締部		0	0	0	0	
計		543	542	0	1	

【保有個人情報】

(単位:件)

部門	開示	請求	開示請求結果		
רו אם	件	数	開示(部分開示)	不開示	取り下げ
総務・企画部門		Ο	0	0	0
年 金 部 門		2	2	0	0
健康福祉部		0	0	0	0
指導部門		Ο	0	0	0
麻薬取締部		0	0	0	0
計		2	2	0	0

2. 国家試験について

(1)業務内容

厚生労働本省が実施する次の国家試験における受験願書の受付、試験会場・試験 監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- 医師国家試験
- 歯科医師国家試験
- 保健師国家試験
- 助産師国家試験 看護師国家試験
- 薬剤師国家試験

(2) 実績

平成26年度における実績は、次のとおりです。

平成26年度国家試験実施日程及び出願者等

			出願者等					
試験実施日	試験の種類	試験会場	地域区分	出願 者数 (人)	受験 者数 (人)	合格 者数 (人)	合格率 (%)	合格発表
平成 27年 1月31日(土)	第 108 回	愛知学院大学日進キャ	東海北陸厚生局実施分	282	220	135	61.4	3月18日
平成27年2月1日(日)	歯科医師国家試験	ンパス(日進市)	全国分	3,695	3,138	2,003	63.8	37,100
平成27年2月7日(土) 平成27年2月8日(日)	第 109 回	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	1,350	1,320	1,223	92.7	3月18日
平成27年2月9日(月)	医師国家試験	石川県青少年総合研修 センター(金沢市)	全国分	9,356	9,057	8,258	91.2	073 10 1
平成 27年2月19日(木)	第98回	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	309	306	306	100.0	3月25日
	助産師国家試験	金沢医科大学(河北郡)	全国分	2,052	2,037	2,034	99.9	
₩成 27 年 2 目 20 口(全)	第 101 回 或 27 年 2 月 20 日(金) 保健師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	2,553	2,519	2,508	99.6	3月25日
十成21 42 月 20 日(並)		金沢医科大学(河北郡)	全国分	16,892	16,622	16,517	99.4	3,7,2,3,0
平成27年2月22日(日)	第 104 回	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	7,903	7,859	7,252	92.3	
+M21 +27220(0)	看護師国家試験 北陸大学太	北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市)	全国分	61,480	60,947	54,871	90.0	3月25日
平成27年2月28日(土)	第 100 回	名城大学天白キャンパ ス(名古屋市)	東海北陸厚生局実施分	1,774	1,500	1,037	69.1	3月27日
平成27年3月1日(日)	薬剤師国家試験	北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市)	全国分	16,546	14,316	9,044	63.2	3 <i>5</i> 210

3. 国有財産の管理及び処分について

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月より東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

No	所在地(地番)	面積	平成26年度入札結果	備考
1	石川県金沢市つつじが丘 230 番	193,93 m ²	落札	工作物有り ※北陸財務局へ売却事務 委任。
2	岐阜県岐阜市諏訪山三丁目8番8	257.30 m²	不調	建物・工作物有り
3	静岡県袋井市高尾字山本 1496 番 65	775.44 m ²	不落	建物・工作物有り
4	静岡県三島市南本町 431 番 21	1.66 m ²	-	道路として貸付中
5	静岡県沼津市大岡字久保 1110番 11	131.44 m ²	不調	工作物有り
6	静岡県下田市柿崎字宮ノ背 1219番3外	1,016.33 m ²	-	建物・工作物有り
7	静岡県静岡市清水区秋吉町 307番4外	182,55 m²	-	建物・工作物有り
8	三重県四日市市大字西阿倉川字西山 1287番3外	54.92 m²	-	道路として貸付中
9	三重県尾鷲市大字向井字村ノ上 134 番 18	401.32 m ²	不調	土地のみ
10	三重県尾鷲市新田町 1371 番 5	413.29 m²	不調	土地のみ
11	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷 1200番 31 外	6,293.07 m²	-	建物・工作物有り

※「不調」: 応札者がいなかったもの

「不落」: 最高入札額が国の予定価格に達しなかったもの

企画調整課

1. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1)業務内容

社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国8ブロックに設置されている地方厚生(支)局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各県事務所(愛知県は 指導監査課)が、それぞれ総会と部会の事務を担当しており、企画調整課では、 総会の開催等に関する事務手続、協議会委員の改選に関する事務等を行っていま す。

(関係法令等)

- ○健康保険法
- ○社会保険医療協議会法
- ○社会保険医療協議会令
- ○東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

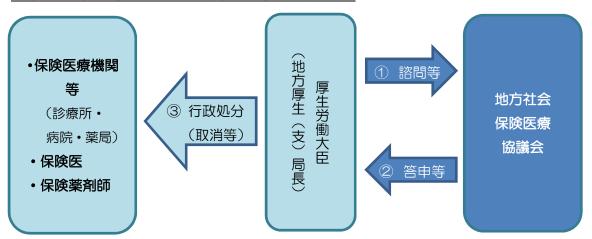
ア. 地方社会保険医療協議会(総会)

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣(省令で東海北陸厚生局長に委任)の諮問に応じて審議を行い、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

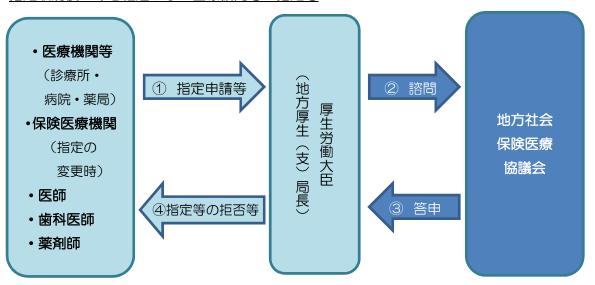
イ. 部会(東海北陸厚生局管内の県ごとに設置)

保険医療機関及び保険薬局の指定について、厚生労働大臣(省令で東海北 陸厚生局長に委任)の諮問に応じて審議し議決します。

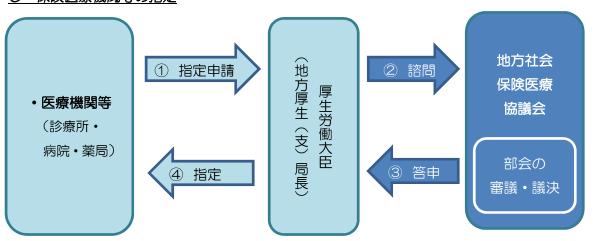
〇保険医療機関等の指定の取消/保険医等の登録の取消



<u>○保険医療機関等の指定の拒否/保険医等の登録の拒否/</u> 指定取消後5年を経過しない医療機関等の指定等



〇 保険医療機関等の指定



(2) 実績

平成26年度における総会の開催実績は、次のとおりです。

開催日	審議事項等
平成26年度 第1回総会 (H26.4.8)	【報告事項】 ・平成25年度保険医療機関等の指定状況について ・平成24年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況に ついて
平成26年度 第2回総会 (H26.10.14)	【議事事項】 ・会長及び会長代行の選出について ・部会所属委員の指名について ・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について 【報告事項】 ・東海北陸厚生局指導監査課における文書の誤発送について ・平成26年度上期(4月~9月)保険医療機関等の指定状況の報告 について ・今後の総会開催スケジュールについて
平成 26年度 第3回総会 (H26.12.9)	【議事事項】 ・元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消について
平成 26年度 第4回総会 (H27.3.9)	【議事事項】 ・元保険薬局への対応について

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会(総会)」の 議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)

(一口メモ) ~地方社会保険医療協議会委員~

総会は次の20人の委員によって構成されます。

- ・健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び 船舶所有者を代表する委員(支払側委員)・・・・・・・・・・・・・・・ 7人
- ・医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員(診療側委員)・・・・・・・7人
- ・公益を代表する委員(公益委員)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6人

また、委員の任期は、社会保険医療協議会法第4条により2年とされ、1年ごとにその半数を任命しています。

2. 医療構造改革について

(1)業務内容

医療制度改革については、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来に わたり国民皆保険制度を堅持するとともに、保険者の自立性・自主性を尊重した上 で医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を 目指すこと、また、地域住民に対して質の高い効率的な医療を提供できるような取 組を推進するため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立しています。

これを受けて、国、都道府県において、医療費適正化計画(第1期(平成20~24年度)、第2期(平成25~29年度))を策定し、各種の事業をすすめています。

東海北陸厚生局では、管内各県等に対して、制度の円滑かつ適切な実施が行われるよう必要な助言等を行っています。

(2) 実績

愛知県保険者協議会へオブザーバーとして参加し、特定健康診査・特定保健指導の普及等に関する取組状況の把握及び必要な助言等を行っています。

開催日	議題
	・愛知県保険者協議会委員の交替について
	・平成26年度特定健康診査・特定保健指導委託契約の締
第19回愛知県	結について
保険者協議会	・平成26年度「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化
(H26.5.27)	月間」について
	・新たな財政支援制度について
	・その他
	• 愛知県保険者協議会委員の交替について
	・平成27年度特定健康診査・特定保健指導の集合契約に
第20回愛知県	ついて
保険者協議会	・平成26年度「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化
(H26.12.2)	月間」の実績について
	・データヘルス計画の概要〜愛鉄連健康保険組合の取組み〜
	・その他

3. 国民の皆様からのご意見・ご要望等について

(1)業務内容

厚生労働本省において、より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、平成21年10月から国民の皆様から厚生労働本省に寄せられた厚生労働行政に対するご意見等について、「国民の皆様の声」としてホームページ上でその内容及び対応について公表してきたところですが、平成22年3月からは地方厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」についても併せて公表することとなりました。

国民の皆様から東海北陸厚生局に寄せられたご意見・ご要望等につきましては、 企画調整課で取りまとめ、厚生労働本省へ報告しています。

(2) 実績

平成26年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の件数は15件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/)

4. 研修の企画及び実施について

(1)業務内容

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう研修を企画し実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識の習得を図るための服務・倫理などの研修や、職務の遂行に必要な専門的知識の習得を図るための社会保障、データ分析などの研修を実施し、職員の資質向上に努めています。

(2) 実績

平成26年度において、実施した主な研修は、次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容
	転任者等職員研修	・地方厚生局の概況及び各課等の業務内容等
平成26年 4月7日	コンプライアンス 研修	・国家公務員の倫理保持のためのルール
	業務管理研修	• 東海北陸厚生局の業務管理
平成26年 4月22日	財務諸表研修	・講演『財務諸表に関する勉強会(基礎編)』
平成26年7月25日	関連施設見学	・介助犬総合訓練センター〜シンシアの丘〜 ・名古屋市厚生院
平成26年 8月4日	専門研修	・講演『医療・介護ー括法改正について』
平成26年8月7日	関連施設見学	• 診療報酬支払基金愛知支部見学会
平成26年10月14日	健康管理講習	・講演『日常生活管理による肥満・糖尿病予防』
平成27年1月16日	健康管理講習	・講演『「タバコ」ふしぎ発見』
平成27年2月24日	救命救急講習	•講習『普通救命講習』

年金指導課

1. 滞納処分等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、 これらの認可業務を行っています。

2. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が行う滞納処分等については「徴収職員」に、保険料等の収納事務については「収納職員」に行わせることができるとされています。

「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事 長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行ってい ます。

3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入 指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされてお り、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険 料納付猶予の申請を、日本年金機構を経由し厚生労働大臣に申請することができると されており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

【認可の状況】

1. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可件数	575	443	345
認可事業所数 (注1)	177, 909	172, 053	164, 514

(2) 国民年金

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可件数	110	103	84
認可人数	6, 460	9, 230	5, 898

2. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可件数	6	10	8
認可人数	144	174	193

3. 立入調査等に係る認可

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可件数	52	55	71
認可事業所数	79, 795	96, 908	107, 991

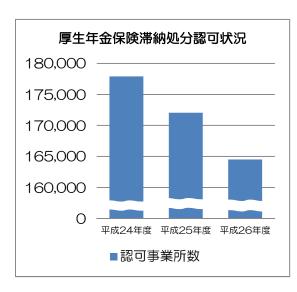
4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

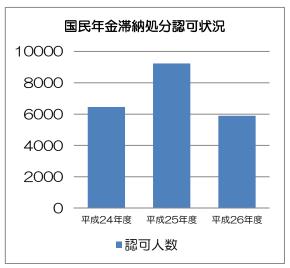
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可件数	24	30	22
認可人数	41	59	46

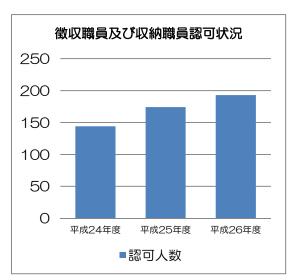
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可 (注2)

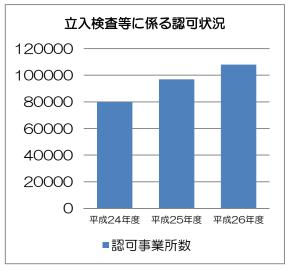
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可件数	0	0	0
許可事業所数	0	0	0

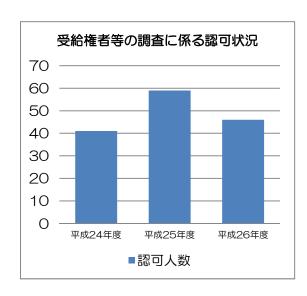
- (注1)「認可事業所数」:同一事業所における複数の月が申請対象の場合、全ての月数を累計しています。
- (注2)納付の猶予に係る許可については、平成24年11月1日から厚生労働大臣から地方厚生局長へ 権限が委任されています。











年金調整課

1. 社会保険労務士に関する業務について

(1)業務内容

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録され、社会保険労務士法に基づき労働保険 や社会保険の届出書類の作成及び申請手続の代行業務等を行います。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士に関する業務のうち、次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士 会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

(2)管内の状況

管内の社会保険労務士会員数は、次のとおりです。

(平成27年3月31日現在)

	会員数(単位:人)					社会保険労	
県 名	合 計	開業	法人の 社 員	勤務	その他	務士法人数	
富山県	272	178	2	79	13	1	
石川県	312	200	16	74	22	8	
岐阜県	569	341	22	171	35	13	
静岡県	1,006	639	67	181	119	40	
愛知県	2,452	1,517	73	476	386	43	
三重県	391	258	8	87	38	4	
管内計	5,002	3,133	188	1,068	613	109	

(一口メモ)~社会保険労務士法人~

社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士業務を組織的に行うことを目的として社会保険労務士が共同して設立する法人です。

2. 年金委員の委嘱、解嘱について

(1)業務内容

年金委員は、日本年金機構法第30条 に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

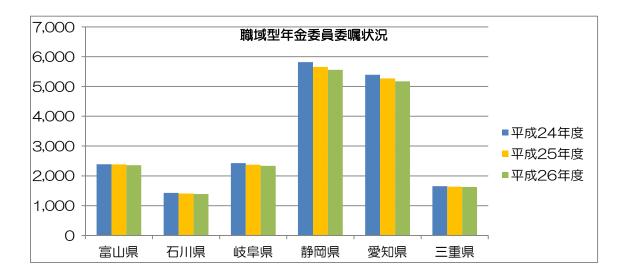
東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主「職域型」や市町村長又は地域団体「地域型」から推薦等のあった年金委員に対して、審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

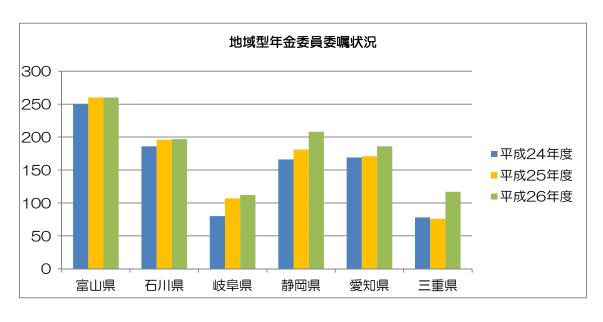
(2)管内の状況

管内の年金委員の委嘱数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

	委嘱数(単位:人)								
県 名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度				
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,390	250	2,640	2,385	260	2,645	2,359	260	2,619
石川県	1,425	186	1,611	1,405	196	1,601	1,389	197	1,586
岐阜県	2,430	80	2,510	2,374	107	2,481	2,336	112	2,448
静岡県	5,818	166	5,984	5,659	181	5,840	5,561	208	5,769
愛知県	5,394	169	5,563	5,270	171	5,441	5,175	186	5,361
三重県	1,656	78	1,734	1,639	76	1,715	1,627	117	1,744
管内計	19,113	929	20,042	18,732	991	19,723	18,447	1,080	19,527





3. 学生納付特例事務法人の指定等について

(1)業務内容

学生納付特例制度(学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度)を利用するには、市町村の窓口に申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保することを目的に、大学等が学生から委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。

東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人の指定等の業務を行っています。

(一口メモ)~学生納付特例法人の指定を受けるには~

大学等が、学生納付特例事務法人指定申請書等に、必要な書類を添えて日本年金機構中部ブロック本部を通じて東海北陸厚生局に提出していただく必要があります。

(2)管内の状況

管内の指定等の状況は、次のとおりです。

学生納付特例事務法人 12法人 学生納付特例事務取扱教育施設 11施設

(平成27年3月31日現在)

県 名	事務法人・教育施設名	備 考(学校名)
富山県	学校法人 片山学園	・富山クリエイティブ専門学校
左川周	金沢美術工芸大学	
石川県	学校法人 アリス国際学園	・専門学校アリス学園
	岐阜市立女子短期大学	
	岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー	
岐阜県	情報科学芸術大学院大学	
	木工芸術スクール	
	岐阜県立下呂看護専門学校	

	学校法人 静岡県西部理容美容学園	• 静岡県西部理容美容専門学校
	東海アクシス看護専門学校	
静岡県	学校法人 森島学園	• 専門学校浜松医療学院
		・富士リハビリテーション専門学校
	学校法人 静岡自動車学園	• 専門学校静岡工科自動車大学校
	学校法人 愛知学院	• 愛知学院大学
	岡崎市立看護専門学校	
		• 東海医療科学専門学校
	学校法人 セムイ学園	• 東海歯科医療専門学校
		• 東海医療工学専門学校
愛知県		• 東海医療福祉専門学校
	田原市立田原福祉専門学校	
	学校法人 中京法律学園	中京法律専門学校
		• 愛知工科大学
		• 愛知工科大学自動車短期大学
	一般財団法人 名古屋 YWCA	•名古屋YWCA学院日本語学校
	三重県立公衆衛生学院	
三重県	三重県立水産高等学校	
	学校法人 長谷川学園	・旭理容美容専門学校
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス
		・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス

4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

(1)業務内容

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法第86条により、市町村が「法定受託事務」(地方自治法に定める地方公共団体の事務)を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る「協力・連携事務」を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村より提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村より提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省へ の報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

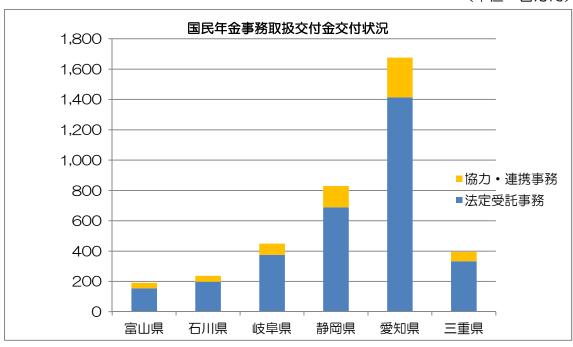
(2) 実績

ア. 平成26年度における国民年金等事務取扱交付金の交付状況は、次のとおりです。

(単位:円)

県名	市町 村数	法定受託事務	協力•連携事務	≣†
富山県	15	154,315,703	35,756,898	190,072,601
石川県	19	197,408,299	39,625,518	237,033,817
岐阜県	42	375,204,845	73,931,948	449,136,793
静岡県	35	688,422,642	140,827,116	829,249,758
愛知県	54	1,413,864,327	262,093,565	1,675,957,892
三重県	29	333,103,160	62,172,540	395,275,700
管内計	194	3,162,318,976	614,407,585	3,776,726,561

(単位:百万円)



イ. 市町村国民年金事務担当職員を対象とした説明会の実施状況は、次のとおりです。

県 名 (市町村数)	開催日	会場	受講者数 (市町村数)
富山県	平成 26 年6月 17 日	白公光とかま今館	18名(15)
(15)	平成 27年1月19日	自治労とやま会館	17名(15)
石川県	平成 26 年6月 16 日		28名(19)
(19)	平成27年1月20日	石川県地場産業振興センター 	29名(19)
岐阜県	平成 26 年6月 13 日	此它充类今份	51名(41)
(42)	平成27年1月27日	岐阜産業会館 	52名(42)
静岡県	平成26年6月4日	もくせい会館	58名(35)
(35)	平成 27年1月22日	静岡県教育会館	51名(35)
愛知県	平成 26 年6月 25 日	- 一 	79名(53)
(54)	平成27年1月28日	愛鉄連厚生年金基金会館	66名(53)
三重県	平成 26 年6月 20 日	三重県総合文化センター	38名(29)
(29)	平成 27年1月16日	一里宗秘ロメルヒノグー	34名(29)

5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1)業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付、保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請 書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行ってい ます。

(2) 実績

平成26年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付状況は、次のとおりです。

県 名	指定市町村数	申請市町村数	取扱件数	交付金額 (単位:円)
愛知県	1	1	24	1, 906
管内計	1	1	24	1, 906

社会保険審查官

1. 業務内容

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、 厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生 年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険 協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

(一口メモ) ~社会保険審査官~

社会保険の保険給付等に関する、行政庁の処分に対する不服申し立てを審査して申立人の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するために設置されている機関(全国102名)です。

2. 実績(平成26年度)

(1)審查請求取扱状況

受付 (**)	1,673
取下(受付後に審査請求人から取下申出があった件数)	111
移送(受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数)	10
決定(審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり)	1, 725

^(※) 受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は455件です。

(2) 決定状況 (単位:件)

	却下	容認	棄却	計
健康保険	3	39	232	274
船員保険	1	0	0	1
厚生年金	428	26	442	896
国民年金	18	64	472	554
合 計	450	129	1, 146	1, 725

(一口メモ) ~却下・容認・棄却~

- 【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったものです。
- 【容認】受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。
- 【棄却】受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求をしりぞけたものです。

(単位:件)

健康福祉課

1. 中小企業等協同組合の認可等について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

(1)業務内容

中小企業等協同組合(以下「組合」といいます。) は、中小規模の事業者、勤労者などが相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、公正な経済活動の機会を確保するとともに、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された組合です。

(※) 根拠法令:中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律 東海北陸厚生局では、組合が定款に定める事業が厚生労働大臣の所管する法律 に該当し、主たる事務所の所在地が管内6県にあり、2以上の都道府県の区域に おいて (全国を区域とするものを除きます。)事業を行う組合の設立、定款変更 認可などの業務を行っています。

(一口メモ)~組合~

組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会があります。

また、厚生労働大臣の所管する法律に該当する事業には、クリーニング業・理容業・ 美容業・浴場業・宿泊業・医療業・介護業などがあります。

(2)業務対象

(単位:組合)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
所管組合数	88	89	96

(3) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設立認可	1	0	1
定款変更認可	33	29	47
うち所管換・転入	8	3	9
うち所管換・転出	0	2	3
設立認可の取消し	0	0	0
解散	2	0	0
計	36	29	48

2. 消費生活協同組合の認可等について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

2-1 消費生活協同組合の認可等

(1)業務内容

消費生活協同組合(以下「生協」といいます。)は、消費者の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を目的として、所管行政庁の認可を受けて設立された組合です。

(※) 根拠法令:消費生活協同組合法

東海北陸厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にあり、2以上の県の区域において事業を行う生協の設立認可、定款変更認可などの業務を行っています。

(一口メモ)~生協の種類~

生協には、事業の種類により、一定の地域や職域を活動の場として、

- ・購買事業などを行う「地域生協」
- 医療事業を行う「医療福祉生協」
- ・ 学生や教職員のための「大学生協等」
- ・共済事業を行う「共済生協」
- ・住宅や宅地の分譲・賃貸事業を行う「住宅生協」

などがあります。

(2)業務対象

(単位:生協)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
所管生協数	7	7	7

(3) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設立認可	0	0	0
定款変更認可	2	4	1
解散の認可	0	0	0
合併の認可	0	0	0
員外利用許可	1	0	0
計	3	4	1

2-2 検査

(1)業務内容

生協の健全かつ適正な運営を確保するため、業務や会計の状況について、消費生活協同組合法、定款などに基づく遵守状況を審査しています。

東海北陸厚生局では、上記2-1(2)の所管生協を対象に、概ね4年に1回の頻度で定期的に実地にて検査を行っています。

(2) 実績

(単位:生協)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
検査の実績	2	1	2

(参考) 平成26年度の主な指導事項

事 項	内 容	件数
	・新任の理事が、総代会で選任される	
 理事会について	以前に、理事会に理事として出席し議	1
上事公に フバ て	決に加わることは不適当であるので改	1
	めること	
総代選挙につい	・定款に基づく適正な選挙を実施する	7
て	こと	_
総代会の代理出	・代理出席に当たっては、代理人を指	
続い云のい珪田 席について	名し、指名された代理人が代理権を証	1
	する書面を組合に提出すること	
役員報酬につい	・定款に基づき理事に対する報酬と幹	
技具報酬に グバー	事に対する報酬を区分して表示するこ	1
	ک	
	・総会議事録には「議事録を作成した	
総会議事録につ	理事の指名」を記載し、「作成した理事	4
いて	及び議長」がこれに署名又は記名押印	'
	を行うこと。	

3. 各種医療機関の指定等について(※①から③及び⑤の業務は、平成27年4月1日から都道府県等に権限移譲されました。)

(1)業務内容

公費負担医療を行う医療機関(病院、診療所、薬局、介護機関をいいます。以下3. において同じ。) は、国の責任において医療の給付を行うことなどから、その医療機関を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

(※) 根拠法令

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ② 母子保健法に基づく指定養育医療機関
- ③ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関
- ④ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する医療機関の指定、指定取消、変更届 出などの業務を行っています。

(一口メモ)~公費負担医療~

公費負担医療とは、公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、 公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

(単位:か所)

種別	内容	指	定医療機関	数
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
原子爆弾被爆者	被爆者の原爆放射能に起因す			
に対する指定医	る疾病に対し医療費を給付する			
療機関	認定疾病医療において、認定疾	129	150	167
	病医療を担当させる病院、診療			
	所又は薬局を指定する。			
母子保健指定養	養育のため病院又は診療所に			
育医療機関	入院が必要な未熟児(体重			
	2,000g以下の出生児など)に			
	対し、その養育に必要な医療の	12	12	12
	給付を行うために、国が開設す			
	る病院、診療所又は薬局を指定			
	する。			

児童福祉指定療	結核に罹患している児童に対			
育機関	し、適切な医療に併せて学習の	4	4	4
	援助を行うために、国が開設す	4	4	4
	る病院を指定する。			
生活保護指定医	困窮のため最低限度の生活を			
療機関又は生活	維持できない被保護者に対し、	2.2	33	39
保護指定介護機	国が開設する病院、診療所、薬	33	33	39
関	局又は介護事業所を指定する。			
戦傷病者指定医	戦傷病者の先の大戦における			
療機関	公務上の傷病に起因する疾病に			
	対し、その療養の給付を担当さ	24	24	24
	せる病院、診療所又は薬局を指			
	定する。			

(2) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関			
指定	24	23	18
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	1	5	3
指定辞退の申出の受理	1	2	2
青十	26	30	23

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
母子保健指定養育医療機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理指定辞退の申出の受理	0	0	0
≣t	0	0	0

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童福祉指定療育機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	0

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護指定医療(介護)機関 (*)			
指定	0	0	39
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	2
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	41

(※)指定等を行った場合は、官報で公表しています。平成26年度の指定については、 生活保護法改正に伴う再指定によるものです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
戦傷病者指定医療機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	0

4. 各種補助金等の交付等について

4-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

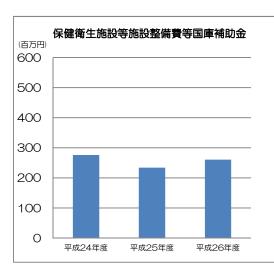
(1)業務内容

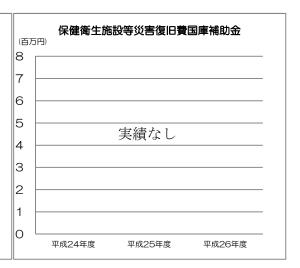
平成16年度から施設や設備の整備に係る補助金や交付金の交付業務を行って おり、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の 決定、精算額の確定などを行っています。

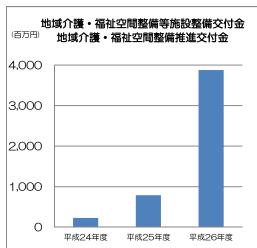
(2) 実績

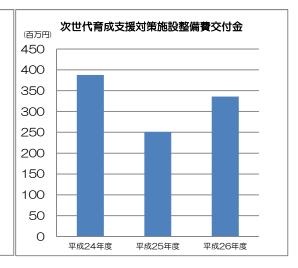
補助金等名	交 付 目 的	平成26年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設整備費等国庫補助金	都道府県等の医療機関等の施設及び 設備の整備に対して、その経費を補助 し、地域住民の健康増進並びに疾病の 予防及び治療を行い、もって公衆衛生 の向上に寄与する。 (※)法令根拠:精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律第7条及び 第19条の10、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関す る法律第62条	【施設整備】 交付件数 4件 交付額 260,615 千円 【設備整備】 交付件数 51 件 交付額 119,882 千円
保健衛生施設等 災害復旧費国庫 補助金	都道府県が設置する保健所、市町村 保健センター、精神科病院等の保健衛 生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、 その他の異常な自然現象により被害を 受けた場合における当該施設の災害復 旧事業に対して、その費用の一部を補 助することにより、公衆衛生の向上に 寄与する。	交付件数 — 交付額 —

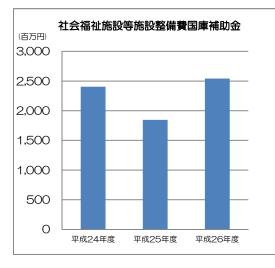
地域介護•福祉空	市町村が作成した市町村整備計画に	【施設整備交	付金】
間整備等施設整	基づく事業又は事務の実施に対して、	交付件数	56 件
備交付金、地域介	その費用を市町村に交付することによ	交付額	
護•福祉空間整備	り、地域における公的介護施設等の施	2,87	8,467 千円
推進交付金	設及び設備等の整備事業を推進する。		
	(※)法令根拠:地域における公的介	【推進交付金	2]
	護施設等の計画的な整備等の促進	交付件数	40 件
	に関する法律第4条	交付額	
		1,15	8,407 千円
次世代育成支援	児童福祉施設等の施設の整備に対し		
対策施設整備費	て、その経費の一部を交付することに	交付件数	12件
交付金	より、次世代育成支援対策を推進する。	交付額	
	(※)法令根拠:次世代育成支援対策	33	6,223 千円
	推進法第11条		
社会福祉施設等	地方公共団体等が整備する施設整備	交付件数	0 / JH
施設整備費国庫	に対して、その費用の一部を補助する	交付額	04 1+
補助金	ことにより、施設入所者等の福祉の向		1,887 千円
	上を図る。	2,04	1,001 下门
	(※)法令根拠:福祉各法		
社会福祉施設等	地方公共団体等が整備した施設が、		
災害復旧費国庫	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異	交付件数	2件
補助金	常な自然現象により被害を受けた場合	交付額	∠ 1+
	における当該施設の災害復旧事業に対		9.480 千円
	して、その費用の一部を補助すること		ə,40U ⊤FJ
	により、施設入所者等の福祉の向上を		
	図る。		

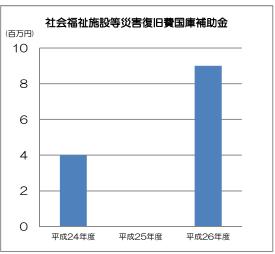












4-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1)業務内容

平成15年度から義務的経費に係る補助金等の交付業務を行っており、管内各県 等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確 定などを行っています。

(一口メモ)~義務的経費~

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいいます。

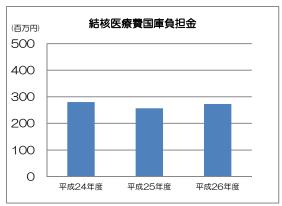
(2) 実績

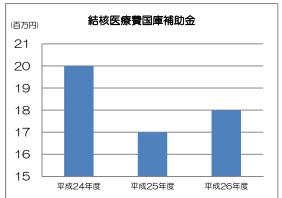
補助金等名	交 付 目 的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	県、保健所を設置する政令市が	
	行う入院患者の医療に要する費用	交付先
	等を負担する事業に対して、その	6県10市
	費用の一部を負担することにより、	交付額
	結核の予防及び結核患者に対する	273,164,694 円
	適正な医療の普及を図り、もって	
	公共の福祉の増進を図る。	
	(※)法令根拠:感染症の予防及び	
	感染症の患者に対する医療に	
	関する法律第61条	
結核医療費国庫補助金	県、保健所を設置する政令市が	
	行う一般患者の医療に要する費用	交付先
	等を補助する事業に対して、その	6県10市
	費用を補助することにより、結核	交付額
	の予防及び結核患者に対する適正	17,517,313円
	な医療の普及を図り、もって公共	
	の福祉の増進を図る。	
	(※)法令根拠:感染症の予防及び	
	感染症の患者に対する医療に	
	関する法律第62条第1項	

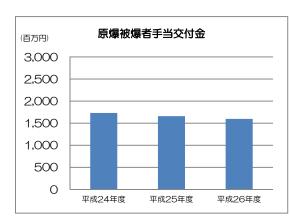
原爆被爆者手当交付金	県が行う医療特別手当、特別手	
	当、健康管理手当、保健手当並び	交付先
	に原子爆弾小頭症手当を支給する	6県
	事業に対して、その経費の全部を	交付額
	交付することにより、被爆者の受	1,596,773,482円
	療の促進、健康の保持増進を図る。	
	(※) 法令根拠: 原子爆弾被爆者に	
	対する援護に関する法律第4	
	3条第1項、原子爆弾被爆者に	
	対する援護に関する法律施行	
	令第20条第3項	
原爆被爆者葬祭料交付金	県が行う原爆被爆者葬祭料を支	
	給する事業に対して、その経費の	交付先
	全部を交付することにより、被爆	6県
	者の精神的不安を和らげる。	交付額
	(※) 法令根拠: 原子爆弾被爆者に	38,858,979 円
	対する援護に関する法律第4	
	3条第1項、原子爆弾被爆者に	
	対する援護に関する法律施行	
	令第20条第3項	
原爆被爆者健康診断費	県が行う原爆被爆者の健康診断	
交付金	に対して、その経費の全部を交付	交付先
	することにより、健康の保持及び	6県
	向上を図る。	交付額
	(※)法令根拠:原子爆弾被爆者に	28,526,883 円
	対する援護に関する法律第4	
	3条第1項、原子爆弾被爆者に	
	対する援護に関する法律施行	
	令第20条第2項	

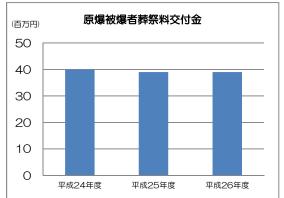
児童扶養手当給付費国庫	県知事又は市町村長が行う児童	
負担金	扶養手当を支給する事業に対して、	交付先
	その費用の一部を負担することに	6県118市町
	より、父又は母と生計を同じくし	交付額
	ていない児童が育成される家庭の	18,186,663,784円
	生活の安定と自立の促進に寄与し、	
	もって児童福祉の増進を図る。	
	(※)法令根拠: 児童扶養手当法	
	第21条	
特別児童扶養手当事務	県知事又は市町村長が行う特別	
取扱交付金	児童扶養手当を支給する事務に対	交付先
	して、その費用を交付することに	6県193市町村
	より、本制度の円滑な運営を図る。	交付額
	(※) 法令根拠: 特別児童扶養手当	211,622,648円
	等の支給に関する法律第14	
	条	
特別障害者手当等給付費	県又は市町村が行う特別障害者	
国庫負担金	手当、障害児福祉手当等を支給す	交付先
	る事務に対して、その費用の一部	6県118市町
	を負担することにより、精神又は	交付額
	身体に重度の障害を有する者の福	4,953,993,615円
	祉の増進を図る。	
	(※)法令根拠:特別児童扶養手当	
	等の支給に関する法律第25	
	条	

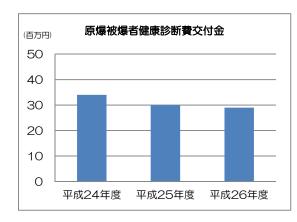
議、移送及び婦人保護施設で収容 保護等の事業に対して、その費用 の一部を負担(補助)することに より、要保護女子についてその転 落の未然防止と保護更生を図ると ともに、配偶者からの暴力被害者 である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40 条、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律 第28条 県又は市町村が行う児童等の入 所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担する ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 10,654,067,313 円 【保護医療費負担金】 313,553,957 円 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して、その 経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 41,433,614,084 円 2付額 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53	婦人保護費国庫負担金・	県が行う婦人相談所での一時保	
保護等の事業に対して、その費用 の一部を負担(補助)することに より、要保護女子についてその転 落の未然防止と保護更生を図ると ともに、配偶者からの暴力被害者 である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40 条、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律 第28条 児童入所施設措置費等 国庫負担金 児童入所施設持置費等 国庫負担金 児童、人所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は 委託、財産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 保育所運営費国庫負担金 保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 (※)法令根拠:児童福祉法第53 (※)法令根拠:児童福祉法第53			
の一部を負担(補助)することに より、要保護女子についてその転 落の未然防止と保護更生を図ると ともに、配偶者からの暴力被害者 である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40 条、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律 第28条 児童入所施設措置費等 国庫負担金 児童入所施設措置費等 国庫負担金 児童、入所後の保護又は委託後の養育に対 して、その費用の一部を負担する ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 保育所運営費国庫負担金 保育所運営費国庫負担金 保育の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して、その を付先 1 68 市町村 交付額 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 (※)法令根拠:児童福祉法第53	補助金		
より、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条 県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53条 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が行う保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 41,433,614,084円			
落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53条別10,654,067,313円【保護医療費負担金】313,553,957円 保育所運営費国庫負担金児童福祉法に基づき、市町村が行う保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		の一部を負担(補助)することに	交付額
ともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条 児童入所施設措置費等県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。(※)法令根拠:児童福祉法第53条313,553,957円保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。(※)法令根拠:児童福祉法第53		より、要保護女子についてその転	【負担金】
である女性の保護等を図る。 (※)法令根拠:売春防止法第40 条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条 児童入所施設措置費等 国庫負担金 県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 10,654,067,313円【保護医療費負担金】。313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 保育所運営費国庫負担金 保育の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		落の未然防止と保護更生を図ると	86,511,130円
(※) 法令根拠: 売春防止法第40 条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条 県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。(※) 法令根拠: 児童福祉法第53条 313,553,957 円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が行う保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。(※) 法令根拠: 児童福祉法第53 41,433,614,084 円		ともに、配偶者からの暴力被害者	【補助金】
果、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条 県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 10,654,067,313円保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 (保護の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		である女性の保護等を図る。	144,759,226円
び被害者の保護に関する法律 第28条 児童入所施設措置費等 国庫負担金 原文は市町村が行う児童等の入 所後の保護又は委託後の養育に対 して、その費用の一部を負担する ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 (※)法令根拠:児童福祉法第53 保護医療費負担金 別10,654,067,313円 【保護医療費負担金】 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		(※)法令根拠:売春防止法第40	
第28条 児童入所施設措置費等 国庫負担金 原又は市町村が行う児童等の入 所後の保護又は委託後の養育に対 して、その費用の一部を負担する ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 保育所運営費国庫負担金 保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		条、配偶者からの暴力の防止及	
児童入所施設措置費等 国庫負担金		び被害者の保護に関する法律	
国庫負担金 所後の保護又は委託後の養育に対		第28条	
して、その費用の一部を負担する ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最 低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 条 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金	児童入所施設措置費等	県又は市町村が行う児童等の入	
ことにより、施設等への入所又は 委託、助産の実施及び施設等の最	国庫負担金	所後の保護又は委託後の養育に対	交付先
委託、助産の実施及び施設等の最		して、その費用の一部を負担する	6県 101 市
低基準の維持を図る。 (※)法令根拠:児童福祉法第53 (保護医療費負担金) 条 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		ことにより、施設等への入所又は	交付額
(※)法令根拠:児童福祉法第53 【保護医療費負担金】 条 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 41,433,614,084円 (※)法令根拠:児童福祉法第53		委託、助産の実施及び施設等の最	【保護費負担金】
条 313,553,957円 保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 日 1 68 市町村 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53		低基準の維持を図る。	10,654,067,313円
保育所運営費国庫負担金 児童福祉法に基づき、市町村が 行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 41,433,614,084円 (※)法令根拠:児童福祉法第53		(※)法令根拠:児童福祉法第53	【保護医療費負担金】
行う保育所の運営に対して、その 経費の一部を負担することにより、 168 市町村 保育に欠ける児童に対して保育の		条	313,553,957円
経費の一部を負担することにより、 保育に欠ける児童に対して保育の 実施を図ることを目的とする。 (※)法令根拠:児童福祉法第53	保育所運営費国庫負担金	児童福祉法に基づき、市町村が	
保育に欠ける児童に対して保育の 交付額 実施を図ることを目的とする。 41,433,614,084 円 (※) 法令根拠: 児童福祉法第53		行う保育所の運営に対して、その	交付先
実施を図ることを目的とする。 41,433,614,084 円 (※) 法令根拠: 児童福祉法第53		 経費の一部を負担することにより、	1 68 市町村
(※)法令根拠:児童福祉法第53		保育に欠ける児童に対して保育の	交付額
() () () () () () () () () ()		実施を図ることを目的とする。	41,433,614,084 円
条		(※)法令根拠:児童福祉法第53	
		条	

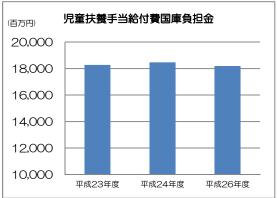


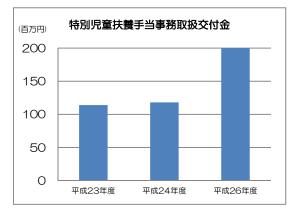


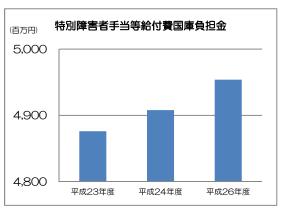


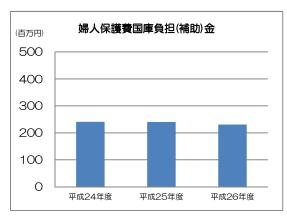


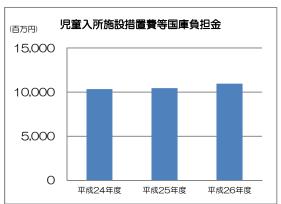


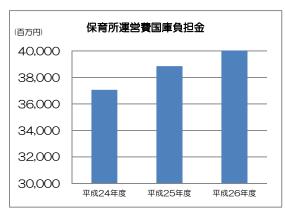












4-3 財産処分に関する業務

(1)業務内容

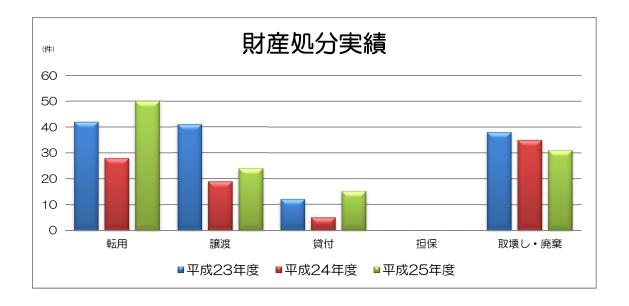
補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合(補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。)は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

平成16年度から補助金等の交付を受けた施設などに対する国庫補助財産の財産処分の業務を行っており、管内各県等から提出された財産処分承認申請書や報告書(包括承認事項)の承認、受理などを行っています。

(2) 実績

(単位:件)

区分	処理件数		
达 刀	平成24年度	平成25年度	平成26年度
転用	28	50	84
譲渡	19	24	14
貸付	5	15	2
担保	0	0	0
取壊し・廃棄	35	31	25
計	87	120	125



5. 生活衛生同業組合の振興計画の認定等について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

(1)業務内容

生活衛生同業組合 (以下「同業組合」といいます。)は、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図ることを目的に、厚生労働大臣の認可を受けて県単位で設立された同業組合です。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する同業組合からの申請により、振興計画 の認定、取消、変更認定や実施状況報告の受理を行っています。

(一口メモ)~生活衛生関係営業~

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)で規定する麺、すし、中華、社交(バーなど)、料理(料亭)、一般飲食、喫茶、食肉販売、食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場(映画館など)、旅館、簡易宿泊所、下宿、浴場、クリーニングの18種の営業をいいます。また、振興計画とは、厚生労働大臣が設定した指針に基づき、振興事業の目標、内容、実施時期などを具体化した計画のことをいいます。

(2)業務対象

(単位:組合数)

	組合数	うち振興計画認定組合数
飲食店営業(すし)	6	6
飲食店営業(めん類)	5	5
飲食店営業(中華料理業)	3	ω
飲食店営業(社交業)	6	6
飲食店営業(料理業)	6	5
飲食店営業(一般飲食業)	6	6
喫茶店営業	5	5
食肉販売業	5	4
食鳥肉販売業	3	3
氷雪販売業	2	2
理容業	6	6
美容業	6	6
興行場	6	3
旅館業	6	6
公衆浴場	6	4
クリーニング業	6	6
合計	83	76

(3) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
振興計画の認定	1	0	1
振興計画の取消	0	0	0
振興計画の変更認定	3	27	15
実施状況報告書の受理	74	74	75
計	78	101	91

6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

6-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1)業務内容

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合は、申請又は届出を行うこととされています。

(※)根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者か ら、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(一口メモ)~病原体等~

病原体等とは、感染症の病原体や毒素(感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。) のことをいいます。病原体や細菌の病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

(2) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
所持又は輸入の届出の受理	1	2	0
所持又は輸入の変更届出の受理	4	6	10
計	5	8	10

6-2 検査

(1)業務内容

特定病原体を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

(※)根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三 種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行って います。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況に ついても検査を行っています。

(2) 実績

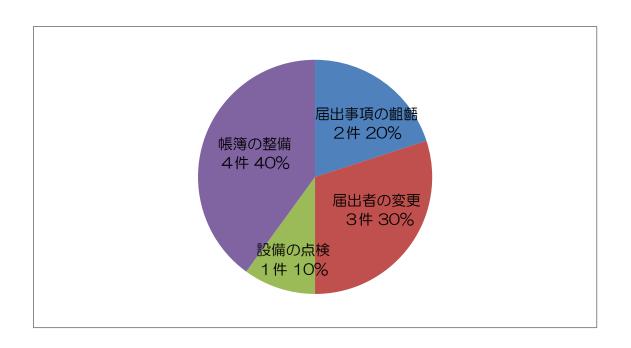
ア. 立入検査の実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
立入検査の実績	5	6	6

イ. 平成26年度の指導事項及び件数(軽微な事項を除く)

指導事項	内 容	件	数
届出事項の齟	・届出されている管理区域の平面図と実際		2
齬について	の施設の位置の整合性を図ること。		_
届出者の変更	・届出者が異動した際には、変更届出書を		3
について	提出すること。		3
設備点検につ	・1年に1回以上定期的に点検を行い、そ		4
いて	の記録を保管すること。		'
	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係		2
帳簿の整備に	る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。		2
ついて	・三種病原体等に関する帳簿は、1年ごと		2
	に作成を行うこと。		2



7. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の 指名等について

(1)業務内容

員を指名しています。

民生委員や児童委員は、県知事(指定都市、中核市の長を含みます。以下7.に おいて「県知事等」といいます。)の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。 また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委

(※)根拠法令:民生委員法、児童福祉法

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、 厚生労働大臣より感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任 児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

(一口メモ)~民生委員・児童委員・主任児童委員~

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。

また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。 直近では、平成25年に一斉改選が行われ、その任期は平成28年11月30日まで となっています。

(2) 実績

(単位:人、団体)

E /\	事務処理件数		
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民生委員・児童委員の委嘱	581	29, 361	642
民生委員・児童委員の解嘱	569	366	636
主任児童委員の指名	70	3, 269	82
厚生労働大臣感謝状の授与	178	7, 397	203
厚生労働大臣表彰状の授与	58	664	69



各年3月末現在(単位:人)

県 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	2, 242	2, 246	2, 242
石川県	2, 663	2, 710	2, 708
岐阜県	3, 910	3, 957	3, 962
静岡県	6, 115	6, 159	6, 198
愛知県	10, 080	10, 273	10, 292
三重県	3, 708	3, 714	3, 738
合 計	28, 718	29, 059	29, 140

8. 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

(1)業務内容

戦没者の遺族の方々などに対し、国として弔慰の意を表すため、精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うために特別弔慰金や特別給付金を支給しています。

特別弔慰金や特別給付金の国庫債券の記名者が、生活保護を受けていること、 受けるおそれがあることを理由に福祉事務所から証明を受けた場合は、償還金の 支払期日が到来する前の賦札全部について、一定の割合で割り引かれた金額で残 りの賦札を国が買い上げること (特別買上償還といいます。)ができます。

東海北陸厚生局では、管内6県にお住まいの遺族の方々に対し、特別買上償還を受けるために必要な「国庫債券の買上を必要とする旨の証明書」を交付しています。

(2) 実績

(単位:件)

N /	交付件数		
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特別弔慰金国庫債券	20	1	0
特別給付金国庫債券	2	0	11
計	22	1	11

9. 精神保健指定医の指定等について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

(1)業務内容

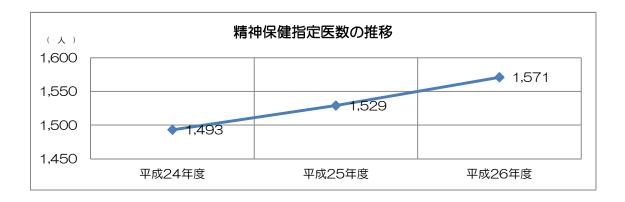
精神に障害を有する方々に対して措置、医療保護による入院や退院の際の診療、一定の行動制限の判定などの職務を行う精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく要件を満たす医師の申請により、厚生労働大臣が医道審議会の意見を聴いた上で、指定されています。

東海北陸厚生局では、管内6県にかかる精神保健指定医の指定申請書の受理、 厚生労働省への進達、精神保健指定医の証の発行や再発行などの業務を行って います。

(2) 実績

(単位:件)

57 /\	処理件数		
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定医の証の発行(新規)	59	68	71
指定医の証の発行(更新等)	297	307	205
指定医の証の再発行	2	5	14
指定医の取消	0	0	0
指定不適格者への通知	16	9	10
研修会受講延長の承認	1	0	0
研修会受講延長の未承認	0	0	0
辞退届・死亡届の受理	3	3	3
計	378	392	303



(単位:人)

県 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	101	101	106
石川県	168	172	171
岐阜県	132	131	135
静岡県	288	294	302
愛知県	648	677	694
三重県	156	154	163
合 計	1, 493	1, 529	1, 571

10. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1)業務内容

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ること を目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

(※) 根拠法令: 地方自治法第245条の4

東海北陸厚生局では、各県については3年に1回程度、

市及び福祉事務所を設置する町村については6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(一口メモ)~児童扶養手当~

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子ども が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福 祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

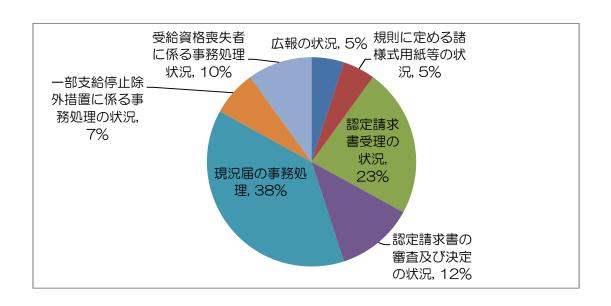
ア. 監査の実績

平成24年度	平成25年度	平成26年度
2県14市	2県14市	1県13市

イ. 平成26年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内 容	件	数
広報の充実について	・広報紙による制度広報が行われていないので、定期的に広報紙に掲載し周知を図ること。		3
認定請求書・現況届の様式について	・児童扶養手当法施行規則に定める様式の事項を満たしていない状況にあるので、同規則に定める事項の確認を確実に行うこと。		3
認定請求書受理の状況について	・認定請求書の受理時に必要とする書類が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていること確認したうえで受理すること。		5

受給者と扶養義務 者が生計同一関係 にないことの確認 について	・受給者と生計を異にする扶養義務者の状況をみると、客観的に生計同一でないと判断するための根拠となる資料が不十分なまま認定していたので、受給者と扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、住居の見取り図、公共料金の契約・負担の状況等を生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認すること。	3
現況届の処理状況	・現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、受給者が誤って申告した養育費をそのまま所得額として計上していたので、申告書の内容に誤りがないか十分審査した上で所得額に算入すること。	7
について	・現況届未提出者の時効処理において、現況 届提出命令書を発出しないまま職権で資格 喪失処理を行っていた事例や普通郵便で発 出した事例があったので、配達記録が残る方 法により現況届提出命令書を発出した後に 資格喪失処理を行うこと。	7
一部支給停止適用 除外事由届出書の 受理状況について	・児童扶養手当法第13条の2の一部支給停止適用除外事由届出書は提出されているものの、適用除外事由を明らかにできる内容とは認められない書類で認定されている事例があったので、一部支給停止適用除外となる事由を明らかにした上で認定すること。	4
受給資格喪失者に係る事務処理状況について	・受給資格喪失時点の確認において、戸籍、 住民票等の関係公簿による確認を行った記録がない事例や資格喪失に至った記録が不 十分な事例があったので、関係公簿等による 確認や資格喪失に至った事実や事実婚であ ることを明らかにする内容の申立や聴き取 りを記録することにより行うこと。	3



11. 保護施設に対する指導監査について

(1)業務内容

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導 監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的 助言を実施しています。

(※) 根拠法令:生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4 東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設(1 0施設)を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

(一口メモ)~保護施設~

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授 産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

監査の実績

(単位:施設)

平成24年度	平成25年度	平成26年度
2	2	2

12. 生活保護法施行事務監査について

(1)業務内容

生活保護制度における他法他施策の優先徹底を図ることを目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の15県市を対象に自立支援医療(更生医療)の優 先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

(一口メモ) ~生活保護制度における他法他施策の優先~

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。そのため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合(自立支援医療(更生医療)など)は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア、監査の実績

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援医療	245	276	232
向精神薬	436	436	348
合 計	681	712	580

- イ. 被保護者に対して自立支援医療(更生医療)が適用されていない主な理由
 - ○被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
 - 〇被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換え をしなかったため。
 - ○被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
 - 〇地方公共団体が被保護者に対して更生医療申請の指導をしているが、被 保護者から申請がなされていないため。
 - ○更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更 生医療受給者証を提示していなかったため。
- ウ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由
 - ○被保護者が生活保護法の指定医療機関以外の医療機関を重複受診してい

たため。

- 〇被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬 を処方されていたため。
- 〇従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、 緊急的に受診した医療機関から向精神薬を処方されたため。

13. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1)業務内容

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国(地方厚生局)と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度より、生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して 個別指導を実施しています。

(2) 実績

検査の実績

(単位:件)

平成24年度	平成25年度	平成26年度
		1

(一口メモ)~生活保護法に基づく指定医療機関~

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第 49 条に基づき、厚生労働大臣(国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等)、都道府県知事(その他の病院若しくは診療所又は薬局等)が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

14. クリーニング師試験の学力認定について

(1)業務内容

クリーニング師試験の受験に当たり、外国での教育課程を修了した方などに対して受験資格がある方と同等以上の学力を有することの認定を実施しています。

(2) 学力の認定実績

(単位:件)

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	0	0

15. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務、地域における公的介護施設等の整備計画の認定に関する業務、中小企業の新たな事業活動の促進に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する平成26年度の実績はありません。

16. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について (この業務は、一部を除き、平成27年4月1日から都道府県に権限移 譲されました。)

(1)業務内容

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉 に関する科目を定める省令第5条第1項に基づく実習演習科目の確認等の業務を 行っています。

なお、各種養成施設は、救急救命士養成所、診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設、柔道整復師養成施設、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、理容師養成施設、美容師養成施設、栄養士養成施設、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、児童福祉司養成施設、指定保育士養成施設、社会福祉士学校養成施設、介護福祉士学校養成施設、社会福祉主事養成機関、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、精神保健福祉士養成施設です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次

報告の受理を行っています。加えて、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況を実地で指導調査による確認を行っています。

なお、前述の各種養成施設のうち、あん摩マッサージ指圧師養成施設、栄養士養成施設、指定保育士養成施設、社会福祉士学校養成施設(※)、介護福祉士学校養成施設(※)、精神保健福祉士養成施設(※)にかかる指定・監督等の業務は、平成27年4月1日以降も引き続き東海北陸厚生局で行っています。

((※) 大学等文部科学省と共管の施設に限ります。)

(2)業務対象

(平成27年3月31日現在)

	-m -rc -w
区分	課程数
① 救急救命士養成所	6
② 診療放射線技師養成所	1
③ 臨床検査技師養成所	1
④ 理学療法士養成施設	22
⑤ 作業療法士養成施設	15
⑥ 視能訓練士養成所	3
⑦ 臨床工学技士養成所	4
⑧ 義肢装具士養成所	1
⑤ 言語聴覚士養成所	7
⑩ あん摩マッサージ指圧師養成施設	1
⑪ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設	3
⑫ はり師きゅう師養成施設	18
⑬ 柔道整復師養成施設	19
⑭ 歯科衛生士養成所	18
⑮ 歯科技工士養成所	5
16 保健師、助産師、看護師養成所	108
⑪ 理容師養成施設	21
⑱ 美容師養成施設	81
⑲ 栄養士、管理栄養士養成施設	38
② 調理師養成施設	62
② 製菓衛生師養成施設	32
② 食品衛生管理者、食品衛生監視員養成施設	52
② 食鳥処理衛生管理者養成施設	0
24 児童福祉司養成施設	0
② 指定保育士養成施設	89
26 社会福祉士学校養成施設	7
② 介護福祉士学校養成施設	140
28 社会福祉主事養成機関	1
29 身体障害者福祉司養成施設	0
30 知的障害者福祉司養成施設	0

③ 精神保健福祉士養成施設	5
計	760

(3) 実績

平成26年度における養成所(施設)の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、平成26年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア. 養成所(施設)の指定等の実績

資 格	養成施設 の指定	実習演習 科目の確認	指定内容 変更の承認	指定の取消	指定内容変更 届の受理	年次報告書 の受理	募集停止届 の受理	入学資格 の認定	指導調査
救急救命士 養成所	0	0	5	0	3	6	1	0	0
診療放射線技師 養成所	0	0	1	0	0	1	0	0	0
臨床検査技師 養成所	1	0	0	0	0	0	0	0	0
理学療法士· 作業療法士 養成施設	0	0	77	0	9	37	1	0	6
視能訓練士 養成所	0	0	3	0	0	3	0	0	0
臨床工学技士 養成所	0	0	4	0	3	5	0	0	0
義肢装具士 養成所	0	0	0	0	0	1	0	0	0
言語聴覚士 養成所	0	0	10	0	3	8	0	0	0
あん摩マッサージ 指圧師・はり師・ きゆう師養成施設	1	0	7	0	5	21	0	0	0
柔道整復師 養成施設	0	0	7	0	5	19	0	0	0
歯科衛生士 養成所	1	0	23	0	8	17	0	0	0
歯科技工士 養成所	0	0	1	0	4	5	0	0	0
保健師、助産師、看 護師養成所	1	0	90	2	30	109	0	0	14
理容師、美容師 養成施設	1	0	3	1	116	75	0	0	9
栄養士、調理師 養成施設	0	0	8	0	5	76	0	3	7
製菓衛生師 養成施設	0	0	0	2	2	21	0	0	3
食品衛生管理者· 食品衛生監視員 養成施設	0	0	0	0	7	0	0	0	0
指定保育士 養成施設	5	0	13	0	14	79	0	0	0
社会福祉士 養成施設	0	0	1	0	24	7	0	0	0
介護福祉士 養成施設	28	0	12	3	144	120	0	0	3
社会福祉主事 養成機関	0	0	0	0	0	1	0	0	0
精神保健福祉士 養成施設	0	0	0	0	5	6	0	0	1
小 計	38	0	265	8	387	617	2	3	43
社会福祉に関する科 目を定める省令第5 条第1校に基づ、実 習演習科目の確認 校	0	0	0	1	57	0	0	0	0
合 計	38	0	265	9	444	617	2	3	43

イ. 養成所 (施設) 指導調査の指摘事項及び件数

東海北陸厚生局では、指摘内容の傾向を踏まえて、指摘事項を次の了項目に分類し ています。

項目	主 な 指 摘 内 容
学則に関すること	学則の記載内容が不明瞭、記載不備など
学生に関すること	入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など
教員に関すること	専任教員の未配置、無資格教員による授業など
教育に関すること	学則に定めた授業時間数の不足など
施設設備に関すること	設備、備品等の整備状況の不備など
管理運営に関すること	記録文書の整備状況の不備など
手続に関すること	変更承認又は届出の未提出など

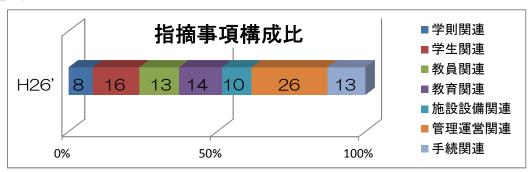
また、指摘は「文書指摘」と「口頭指導」に分けています。「文書指摘」は養成施 設指定規則以上の違反がある場合、「口頭指導」は指導要領、手引き、設置及び運営 に係る指針等の通知に違反がある場合としています。

この分類により平成26年度における指摘事項を表にしたものが表1です。 また、構成比をグラフ化したものが図1です。

(表1) 項目別指摘事項数

)	項目別指摘事項数						(単位:	指摘事	項数)
				į	指摘事項	Ę			
		学則	学生	教員	教育	施設	管理	手続	合計
			† †	教 貝	教 目	設備	運営		
	平成 26年度	14	27	23	25	17	44	22	172
	文書指摘	0	2	5	11	11	6	19	54
	□頭指導	14	25	18	14	6	38	3	118

(図1)



17. 保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)について (※この業務は、平成26年度で終了しました。)

(1)業務内容

保健師助産師看護師実習指導者講習会は、看護教育における実習の意義及び実習 指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識、技術を 修得することを目的として、東海北陸厚生局と各県で開催していました。平成19 年度からは、各県及び独立行政法人国立病院機構本部東海北陸ブロック事務所での 実施に引き継がれました。このため、東海北陸厚生局では、実習指導者講習会の対 象者及び授業内容を一部変更し、病院以外の小規模な実習施設における実習指導者 又は将来なる予定の者を対象として、特定分野の実習における効果的な指導のため に必要な知識・技術を修得することを目的として、保健師助産師看護師実習指導者 講習会(特定分野)を開催しています。

(特定分野)

- ○保健師養成所における地域看護学
- ○助産師養成所における助産学
- ○看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ○准看護師養成所における老年看護及び母子看護の分野

(2) 実績

平成26年度における当該講習会の受講者数等は、次のとおりです。

〇期間:平成26年8月19日~8月27日(42時間) 〇開催場所:名古屋合同庁舎第3号館7階共用大会議室

(単位:人)

県 名	受講者数
富山県	1
石川県	0
岐阜県	4
静岡県	1
愛知県	44
三重県	11
管内計	61

18. 介護技術講習制度に係る講習会について

(1)業務内容

介護福祉士国家試験の実技試験を介護福祉士養成施設等の設置者が実施する「介護技術講習会」を受講することで、免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。

(2) 実績

平成26年度は、32法人により延べ321回の講習が実施されました。

19. 介護福祉士実務者研修について

(1)業務内容

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)において、介護福祉士の資格取得方法が見直され、平成27年度実施国家試験から、実務経験者について、3年以上の実務経験に加えて実務者研修の修了が義務付けられました。(その後、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の成立に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)のうち、実務者研修修了の義務付けに係る部分の施行が1年延長され、平成28年度実施国家試験からとなりました。)これに伴い、東海北陸厚生局では平成24年度から社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設の指定を行っています。

(2) 実績

平成26年度は、28課程について新規指定を行いました。



1. 医師の臨床研修について

(1)業務内容

- ア. 臨床研修病院の研修プログラム等の審査
- (ア) 臨床研修病院指定申請に伴う研修プログラム等の審査 新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の研修プログラム及 び研修施設群、研修医の処遇等の内容の審査を行っています。 東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況は、次のとおりです。

臨床研修指定病院数 (基幹型)

平成25年度	平成26年度	増減
		新規指定 〇病院
149病院	149病院	指定辞退 〇病院

- (イ) 既指定病院の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理 臨床研修病院の研修プログラム変更・新設については、40件の届出を 受理し、内容の審査を行いました。
- イ. 臨床研修修了者の登録に係る事務 臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への 進達及び登録証の交付を行っています。

〇平成26年度: 1, 129件 〇平成25年度: 1, 051件

- ウ. 適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップ
- (ア) 指導医講習会等において、医師臨床研修制度を説明し、臨床研修を行う 病院・施設における適切な指導体制の確保や適正な研修の実施のための支 援を行っています。
 - ○指導医講習会への講師派遣:平成26年度(7回)
 - 〇プログラム責任者講習会への講師派遣:平成26年度(1回)

(イ) 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修医及び研修施設からの相談窓口業 務を行っています。

工. 臨床研修費等補助金(医師)の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるため、臨床研修病院及び大学附属病院を対象に補助金を交付しています。 なお、国(国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む)が開設する病院は補助対象とはなりません。

> ○平成26年度交付申請:133件 1,352,314千円 ○平成25年度確定:132件 1,526,522千円

- オ. 医師臨床研修制度に関する関係機関・団体等への普及啓発、指導・助言等制度の詳細、運用に関する個々の大学、病院、自治体のほか、地域の関係団体等への普及啓発、指導・助言等を行っています。
- (ア) 東海北陸地区臨床研修病院合同説明会

臨床研修病院を一同に集めて、医学生に直接アピールする機会を設けることにより、学生の情報収集に資するとともに、当ブロック内への若手医師の移動を促進するため、「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」を次のとおり開催しました。

〇日 時:平成26年5月6日(水)10時~16時

○会 場:ポートメッセなごや 第2展示場

〇主 催:東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

〇参加病院数:125病院 〇参加医学生数:797名

(一口メモ) ~臨床研修~

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の 臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1)業務内容

- ア. 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査
- (ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査 新規に臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び 臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。 東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

歯科医師臨床研修指定施設数(単独・管理型)

平成25年度	平成26年度	増減
		新規指定 4施設
51施設	55施設	指定辞退 〇施設

- (イ) 既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設については、8件の届 出を受理し、内容の審査を行いました。
- イ. 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務 歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労 働本省への進達及び登録証の交付を行っています。

○平成26年度:187件 ○平成25年度:235件

ウ. 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修歯科医及び臨床研修施設からの相談窓口業務を行っています。

(一口メモ) ~歯科医師臨床研修~

平成18年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする 分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、 一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本 的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理 念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研 修プログラムに基づき研修が実施されます。

3. 医師確保について

厚生労働本省においては、平成19年3月9日に「医師確保等対策チーム」を設置しています。

東海北陸厚生局では、地域における医師不足等に関する状況や都道府県の医師確保 対策の取組状況の把握等を行っています。

4. 医師の再教育研修について

(1)業務内容

再教育の種類には「団体研修」と「個別研修」があり、東海北陸厚生局は 「個別研修」を担当しています。

研修の形態は、次のとおりです。

- ① 戒告処分を受けた医師等:団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等:団体研修(課題学習を含む)
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者:団体研修及び個別研修

再教育担当者が受けるべき個別研修の時間は、次のとおりです。

- ① 医業停止等1年以上2年未満の処分を受けた医師等:80時間
- ② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等:120時間以上

(2) 再教育研修対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師等及び免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

(一口メモ) ~再教育研修~

医師法及び歯科医師法の一部改正(平成19年4月1日施行)により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修することとされました。

5. 医療安全に関する取組の普及及び啓発について

(1)業務内容

ア. 医療安全に関するワークショップの開催

国民の皆様が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従 事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

東海北陸厚生局では、管内病院の医療機関管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

なお、平成26年度の開催概要は、次のとおりです。

〇開催時期:平成27年1月19日(月)・20日(火)

〇開催場所:独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター講堂

ウインク愛知

○対象者:東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

〇開催規模:参加者は2日間で544名

イ. 診療関連死に関した調査分析モデル事業

医療事故の原因究明・再発防止を目的に、厚生労働本省の補助事業として 平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会が主体となり全 10地域で実施していましたが、平成22年度からは日本医学会、社団法人 日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会 が加わり新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継 続することとなりました。

愛知県は平成17年9月よりモデル事業に参加し、受付窓口を愛知県医師会救急センターに置き、事務局を平成19年8月より名古屋大学附属病院医療の質・安全管理部、平成21年6月より愛知県医師会館に移して事業を進めています。

東海北陸厚生局では、愛知県モデル事業にオブザーバーとして参画するとと もに、モデル事業と関係機関との調整等に当たっています。

6. 心神喪失者医療観察法について

(1)業務内容

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の枠組みの中で、厚生労働本省は主として対象者が円滑な社会復帰を促進するための必要な医療を行う役割を担っており、東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所など関係機関と連携しつつ、次の業務を行っています。

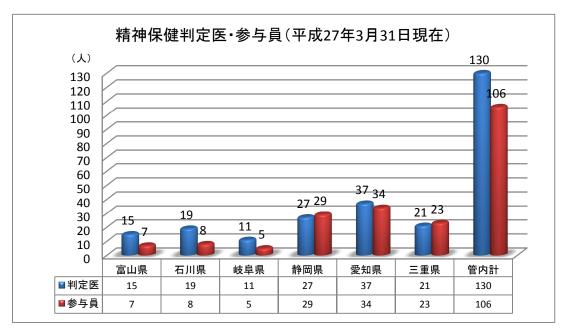
- ① 精神保健判定医、参与員名簿の取りまとめ
- ② 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施
- ③ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行(移送)
- ④ 指定医療機関における医療提供にかかる診療報酬の管理
- ⑤ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

(2) 実績

ア. 精神保健判定医・参与員

① 精神保健判定医:審判において精神保健医療の観点から意見を述べる者

② 精神保健参与員:審判において精神保健福祉の観点から意見を述べる者



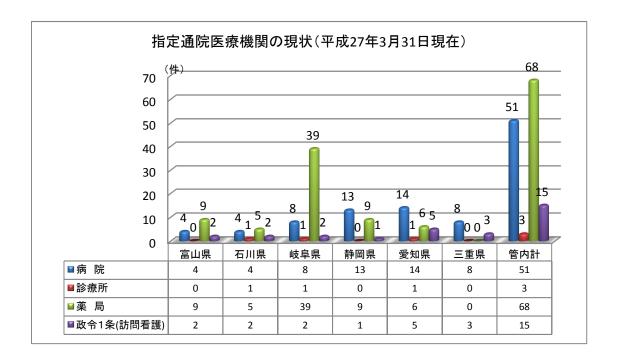
イ. 指定医療機関の指定

管内の指定入院医療機関の指定状況は、独立行政法人国立病院機構北陸病院 (33床)、静岡県立こころの医療センター(12床)、独立行政法人国立病 院機構東尾張病院(33床)、独立行政法人国立病院機構榊原病院(17床)

の計4施設です。(平成27年3月31日現在)

ウ. 指定通院医療機関の現状

指定通院医療機関については、次のとおり指定しています。



(3) 指定医療機関一般指導監査について

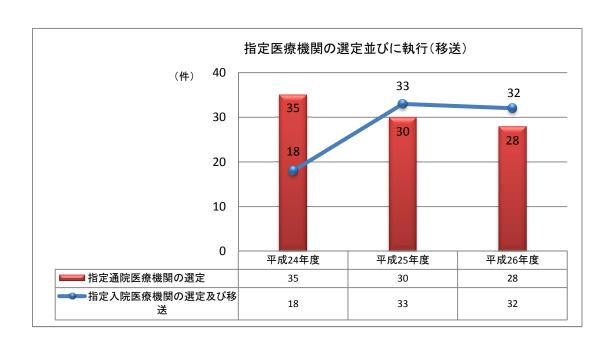
監査については、指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに実施しています。

平成26年度の実績は、指定入院医療機関を4医療機関、指定通院医療機関を10医療機関実施しました。

(4) 指定医療機関の選定並びに執行(移送)

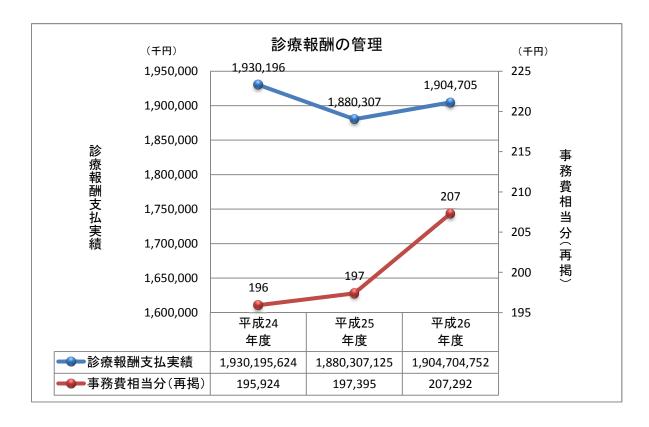
東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の選定、入院処遇決 定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

東海北陸厚生局における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。



(5)診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託しており、支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。



(6) 処遇改善請求

処遇改善請求は、入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定 入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命 ずることを請求する制度です。

東海北陸厚生局における処遇改善請求の受理状況は、次のとおりです。

(単位:件)

平成24年度	平成25年度	平成26年度
0	3	0

(一口メモ) ~医療観察法制度~

医療観察法制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

7. 医薬品等製造業許可等について

(1)業務内容

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(旧:薬事法)に基づき、あらかじめ厚生労働 大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製 造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、そ れ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が 委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所 定の要件を満たしているかを審査しています。

- ① 生物学的製剤及び放射性医薬品製造業等の許可、更新業務(県知事経由)
- ② 生物由来製品製造管理者の承認(県知事経由)
- ③ 各種届出の受理(県知事経由)
- ④ 許可証の書換え交付(県知事経由)
- ⑤ 許可証の再交付(県知事経由)

(2) 実績(登録業者)

平成27年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 8社

8. 毒物劇物の製造業・販売業の登録等について

(1)業務内容

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入 又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなけれ ばなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。(毒物及び劇物取締法第4条)

東海北陸厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

- ① 毒物劇物「原体」の製造業・輸入業の登録(県知事経由)
- ② 製造業・輸入業の更新(県知事経由)
- ③ 登録変更(県知事経由)
- ④ 各種届出の受理(県知事経由)
- ⑤ 登録票の書換え交付(県知事経由)登録票の記載事項変更時
- ⑥ 登録票の再交付(県知事経由) 登録票の汚染時

(2) 実績(登録業者)

平成27年3月31日現在 毒物劇物製造業登録業者 75社 毒物劇物輸入業登録業者 80社

9. 健康危機管理について(原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え)

(1)業務内容

東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康危機管理関係所管課及び関係機関(検疫所、衛生研究所等)の連絡網を作成し、また、関係

職員を対象として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催することにより、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

ア. 健康危機管理連絡体制等の整備

(ア) 東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会の運営

管内自治体間の連絡調整の場として、管内6県・10保健所設置市・2 検疫所及び東海北陸厚生局を構成員団体とする協議会を設置運営しています。(事務局は東海北陸厚生局、名古屋検疫所)

(イ)健康危機管理メーリングリストの運営

協議会メンバー同士の情報提供・意見交換等のためのメーリングリストを運営しています。

(ウ)健康危機管理相互支援協定の締結

健康危機管理事案発生時において、協議会メンバー間で、①原因究明調査②医薬品等の提供③医療チームの派遣④特に要望のあった事項と医薬品等の備蓄状況の把握、支援要請・受諾に係る手続・調整等の相互支援を行うための協定書を締結しています。

- イ、地方公共団体及び関係機関からの健康危険情報の収集・集約・報告
- ウ、国民、報道機関、地方公共団体、関係機関等への情報提供
- 工. 健康危険情報に関する確認・調査のための事件・事故現場等への職員派遣
- オ. 公衆衛生上重大な危害発生時の現地対策本部の設置

(2) 東海北陸厚生局内の体制

ア. 健康危機管理連絡協議会の運営について

平成20年10月の厚生局組織再編に伴い、総務課、健康福祉課、医事課、 食品衛生課で「東海北陸ブロック健康危機管理協議会運営チーム」を設置し、 協議会のテーマ、開催時期の設定を名古屋検疫所と協力してあたります。

なお、テーマ等決定後は、次の分担により幹事課が中心となり、協議会の 業務を行います。

(参考)

○感染症(新型インフルエンザを含む)及び飲料水:健康福祉課

〇医薬品、毒劇物:医事課

○食中毒、食の安全:食品衛生課

○その他自然災害等:総務課

イ. 健康危機事案発生時

局長を本部長として「健康危機管理等対策本部」を立ち上げ、本部員及び 上記の幹事課が中心に行います。

10. 再生医療等の安全性の確保について

(1)業務内容

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行に伴い、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働本省へ提出することや、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設ごとに届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や(独)医薬品医療機器総合機構と 協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 再生医療等提供計画の受理
- ② 特定細胞加工物の製造届出書の受理又は製造許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

東海北陸厚生局管内の状況は、次のとおりです。

ア. 再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」(新規提出、変更届、中止届)の受理に関する状況については次のとおりです。

〇平成26年度:新規提出 O件

変更届 〇件

中止届 〇件

イ. 細胞培養加工施設からの「特定細胞加工物製造」の許可(変更届・廃止届・更新)に関する状況、又は、「特定細胞加工物製造届出書」(新規届出、変更届、廃止届)の受理に関する状況については次のとおりです。

① 特定細胞加工物の製造許可

〇平成26年度:許可 〇件

変更届 〇件

廃止届 0件

② 特定細胞加工物の製造届(受理)

〇平成26年度:新規届出 15件

変更届 〇件

廃止届 0件

ウ. 再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会」の 認定申請・変更届・廃止届に関する状況については次のとおりです。

〇平成26年度:認定 1件

変更届 〇件

廃止届 〇件

工. 定期報告の受付と必要な調査等については、次のとおりです。

〇平成26年度:定期報告•調查 〇件

才. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談窓口業務を行っております。

(一口メモ) ~再生医療等の安全性の確保等に関する法律~

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月27日公布されました。

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等を定めた法律です。

食品衛生課

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について

(1)業務内容

総合衛生管理製造過程とは、HACCPの考え方を取り入れ、食品の製造・加工過程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因を分析し、重点的に管理する必要のある工程を定め連続的に監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理方法です。この衛生管理方法は、従来から食品製造時に用いられていた一般衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年の食品衛生法改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査・承認及 び承認施設への指導監督等を実施し、衛生管理の向上に努めています。

(一口メモ) ~HACCP~

HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという 重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生 管理の手法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局及び全国における承認の状況 (平成27年3月31日現在)

		施。	没 数	品目数				
食品の種類	東海北陸			全 国	東海北陸			全 国
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
乳	18	16	15	147	23	22	21	212
乳製品	20	19	17	149	30	28	24	204
食肉製品	9	9	10	62	15	19	20	113
魚肉練り製品	3	3	3	22	3	3	3	24
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	5	5	5	20	7	7	7	22
清涼飲料水	28	28	23	113	37	39	32	161
合 計	83	80	73	513	115	118	107	736

(※) 承認施設の名称及び品目は、【総合衛生管理製造過程承認施設の一覧】(92頁)をご覧ください。

イ. 総合衛生管理製造過程承認等の状況

		平成24年度		平成2	5年度	平成26年度		
			施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
	新	規	2	2	3	8	1	1
承認	変	更	4	5	3	5	5	6
	更	新	20	28	22	35	25	31
	申請の	取下げ	0	0	0	0	0	0
その他	承認の)返上	1	1	5	11	4	7
	承認の)失効	2	2	1	1	1	5
	承認の	取消し	0	0	0	0	0	0

ウ. 立入検査の状況

(ア)立入検査の実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数(品目数)	83 (115)	56 (93)	51 (81)

(イ) 立入検査における主な指摘事項(平成26年度)

指摘項目	主な指摘内容
	・製造工程の一部がフロー図から抜けており、危
心告力が	害分析が行われていなかった
改善措置	・管理基準を逸脱した記録があるが、改善措置を
以 普 拍 恒	講じた記録がなかった
	・床面の水はね等により汚染する可能性がある高
一般衛生管理	さで食品の加工、又は、一時保管を行っていた
双用工 6 坯	・防虫・防そ対策の効果の検証が行われず、有効
	性の評価が行われていなかった
記録	・HACCPプランで規定している記録の一部を記
少 人	録していなかった
	・モニタリングが規定の頻度で行われいなかった
検 証	・基準に適合しないことが予測される微生物の検
155	査結果について、担当者が再検査を判断し、対
	応が遅れた事例があった
	・微生物検査について、培養開始・終了時刻及び
その他	温度管理に関する記録が無く、検査が適切に行
	われたか検証できない事例があった

2. 輸出食品に係る業務について

(1)業務内容

ア. 対EU輸出水産食品

EU諸国へ水産食品を輸出する場合、それらの国の輸入要件を満たす必要があるため、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付食安発第0603003号)により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県知事等が認定した施設に対して、6か月に1回以上現地査察、指導等を実施することとされています。

イ. 対米輸出水産食品

米国へ水産食品を輸出する場合、米国の輸入要件が満たされていることを保証しなければならないため、「対米輸出水産食品の取扱いについて」(平成20年6月16日付食安発第0616003号)により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県等衛生主管部(局) 長が認定した施設に対して、必要に応じて現地査察、指導等を実施しています。

ウ. 対韓国輸出水産食品

韓国へ水産食品(フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓)を輸出する場合、韓国政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」(平成25年1月7日付食安発0107第5号)により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、水産食品を加工する施設の登録等手続きや水産食品を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行及び登録された施設に対し、必要に応じ監視等を実施することとされています。

工. 対中国輸出水産食品

中国へ水産食品(食用の水産動物(活水産動物を除く。)及び藻類並びにそれらの加工品)を輸出する場合、中国政府から施設の事前登録及び輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められるため、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成25年10月17日付食安発1017第2号)により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、厚生労働本省に協力して登録施設の衛生管理等の現地確認を実施する他、都道府県等衛生部局及び地方厚生局にて衛生証明書の発行を行っています。

才, 自由販売証明

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する場合、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出された食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められることがあるため、「「自由販売証明書の発行について」の一部改正について」(平成27年4月1日付食安発第0401第7号)により、発行要領が定められ、この要領に基づき証明書の発行を行っています。

(2) 実績

ア. 現地査察

	施設数		現地查察件数	
	心心。文安义	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対EU輸出水産食品施設	O**3	2	1	0
対米輸出水産食品施設*1	7	9	9	8
対韓国輸出水産食品施設※2	39	0	15	24
対中国輸出水産食品施設	168	_	_	_

- (※1)登録施設の名称等は、【対米輸出水産食品施設の一覧】(96頁)をご覧ください。
- (※2)登録施設の名称等は、【対韓国輸出水産食品施設の一覧】(97頁)をご覧ください。
- (※3) 対Eリ対米輸出水産食品施設は、平成26年8月に1施設廃止。

イ. 衛生証明書の発行件数

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
対韓国輸出水産食品	3 2	369	474
対中国輸出水産食品	-	1	7
自由販売	-	2 2	5 4

3. 輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について

(1)業務内容

牛肉を米国へ輸出する場合は、「対米食肉輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」(平成2年5月24日付衛発第35号)により米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また、カナダ、香港、並びにシンガポールへ輸出する場合においては、「対カナダ食肉輸出を取り扱う

と畜場等の認定について」(平成17年12月12日付食安発第1212001号)、「対香港食肉輸出を取り扱うと畜場等の認定について」(平成19年2月15日付食安発第0215001号)、「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」(平成21年5月14日付食安発第0514001号)により米国と同様に取り扱うこととされています。

このため、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸入国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、月1回の定期的な査察を実施しています。その査察結果に基づき、施設を指導するとともに、その改善措置については、都道府県等へ通知並びに厚生労働本省へ報告しています。

(2) 実績

- ①対香港輸出食肉取扱い施設・・・・・平成22年7月認定
- ②対シンガポール輸出食肉取扱い施設・・平成22年11月認定
 - ①②共に岐阜県高山市の飛騨食肉センター(JA飛騨ミート)が認定されています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現地查察件数	12	12	12

4. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1)業務内容

食品衛生に係る検査を実施する検査機関が食品衛生法の規定により厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準(食品衛生法第33条第1項)に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準(食品衛生法施行規則第40条)に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。

東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。管内を本部とする登録検査機関は12機関、施設数は本部を他局に持つ機関の支所を含め18施設です(平成27年3月31日現在)。

(一口メモ)~製品検査~

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めると き、それらの命令によって実施される検査等をいいます。 例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により事業者が実施する検査があります。

(2) 実績

登録検査機関の登録の状況等は以下のとおりです。

ア. 登録等の状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録	新 規	0	0	1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	更 新	0	13	2
業務規程	新規認可	0	0	0
(大)	変更認可	6	7	9
製品検査業務の休止又は廃止		1	1	1

^(※) 登録検査機関の名称等は、【登録検査機関の一覧】(99頁)をご覧ください。

イ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
Ī	件	数	20	20	18

(イ) 立入検査における主な指摘事項(平成26年度)

指摘項目	主な指摘内容
	・試薬等の保管を行う冷凍庫の温度管理について管
	理基準を逸脱しているにもかかわらず、原因究明
松林望目の答用	及び製品検査等に影響を確認していなかった
機械器具の管理	•冷蔵庫及び冷凍庫の温度管理に使用しているカー
	ドロガーの校正の手順及びその記録が確認できな
	かった
	・劇物に指定されている試薬が適切に保管されてい
	なかった
試薬等の管理	・試薬等の容器に必要な内容の表示がなかった
	•経年劣化の恐れがある標準菌株の定期的な性状確
	認及びその記録が作成されていなかった
内 部 点 検	・内部点検標準作業書に定める事項の一部が実施
	されていなかった
内如蜂麻醉用	・製品検査項目のうち一部の項目について内部精度
内部精度管理	管理が定期的に実施されていなかった

外部精度管理調查	・外部精度管理調査結果に関して講じた改善措置の
外部稍及官连调宜	内容について記録がなかった
7 0 114	・数度にわたり製品検査部門責任者等の変更が行わ
その他	れていたが、変更届出がなされていなかった

ウ. 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催(平成26年6月27日) 前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者 にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

5. 食中毒に係る調整業務について

(1)業務内容

食中毒が発生した場合には、都道府県等の保健所が拠点となって調査を行い再発防止に努めています。このうち、大規模かつ広域に発生する食中毒で緊急を要する場合は、被害の拡大防止等を図るため自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行います。また、東海北陸厚生局では、管内の自治体から食中毒の速報を受け、厚生労働本省からの指示により当該自治体と協力して現場調査の立ち会い等を行っています。

(2) 実績

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
食中毒速報等収集	60	64	83

^(※) 厚生労働本省の指示による連絡調整や現場調査の立ち会い等はありませんでした。

6. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

(1)業務内容

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実 と異なる表示又は著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定さ れています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者を指導し、改善の勧告等を実施しています。

(2) 実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自治体等からの相談及び指導	15	16	8
事業者からの相談及び指導	0	0	0
自治体における監視指導	26	34	31
行 政 措 置	0	0	0

7. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について

(1)業務内容

食品の安全性確保に係る施策の推進にあたって、国民や住民の意見を反映し情報 及び意見交換の促進を図るため、厚生労働本省は、内閣府食品安全委員会、農林水 産省、自治体等と連携をとりつつ、意見交換会等を企画運営して食品に関するリス クコミュニケーションを実施しています。

(2) 実績

年度	開催実績
亚式 2.4 年度	わかりやすい食の安全と衛生管理について(平成 24 年 8 月
平成 24 年度	10日、アイ・ミルク北陸(株)(石川県能美市)等にて開催)
平成 25 年度	HACCP博士と行く、食品衛生ミステリーツアー(平成 25 年
平成 20 平度	8月9日、森永乳業(株)中京工場(愛知県江南市)にて開催)
	帰ってきた!!ハサップ博士と行く、食品衛生ミステリーツアー
平成 26 年度	(平成26年7月31日、(株)ヤクルト本社富士裾野工場(静岡
	県裾野市)にて開催)

当局管内にて承認、または、登録した施設等一覧

【総合衛生管理製造過程承認施設の一覧】

【H27.3.31 現在】

【乳】

	自治体名	施 設 名	
1	愛知県	名古屋製酪(株)大府工場	加工乳
2		森永乳業(株)中京工場	牛乳、加工乳
3		協同乳業(株)東海工場	牛乳、加工乳
4	岐阜県	岐阜グリコ乳業(株)	牛乳、加工乳
5		飛騨酪農農業協同組合	牛乳
6	三重県	大内山酪農農業協同組合	牛乳、加工乳、脱脂乳
7	静岡県	フクロイ乳業(株)	牛乳
8		東海明治(株)袋井工場	牛乳
9		函南東部農業協同組合丹那牛乳処理工場	牛乳
10	石川県	(株) 明治 北陸工場	牛乳、加工乳
11		アイ・ミルク北陸(株)	牛乳
12	名古屋市	雪印メグミルク(株)名古屋工場	牛乳
13	豊橋市	中央製乳(株)	牛乳
14	富山市	とやまアルペン乳業(株)	牛乳
15	金沢市	(株)ホリ乳業	牛乳

【乳製品】

	自治体名	施 設 名	
1	愛知県	森永乳業(株)中京工場	乳飲料、乳酸菌飲料、
			アイスクリーム
2		協同乳業(株)東海工場	乳飲料
3		(株)愛知ヤクルト工場	乳酸菌飲料
4		(株)エルビー東海工場	乳酸菌飲料
5	名古屋市	東洋醗酵乳(株)	発酵乳
6	岐阜県	岐阜グリコ乳業(株)	乳飲料、発酵乳
7	三重県	大内山酪農農業協同組合	乳飲料
8		三重グリコ(株)	アイスクリーム
9		(有)四日市酪農菰野工場	発酵乳

10	静岡県	フクロイ乳業(株)	乳飲料、発酵乳
11		(株) ニッセー第3工場	乳飲料
12		(株)二ッセー第4工場	乳飲料
13		(株)ヤクルト本社富士裾野工場	発酵乳、乳酸菌飲料
14		B-Rサーティワンアイスクリーム(株)	アイスクリーム
		富士小山工場	
15		東海明治(株)袋井工場	乳飲料、発酵乳、
			乳酸菌飲料
16	石川県	(株)明治北陸工場	乳飲料
17	富山市	森永北陸乳業(株)富山工場	アイスクリーム

【食肉製品】

	自治体名	施 設 名	品 名
1	三重県	プリマハム(株)三重工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品、
			非加熱食肉製品
2		(株)サンショク本社工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品、
			特定加熱食肉製品、
			乾燥食肉製品
3	静岡県	日本ハムファクトリー(株)静岡工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品
4		丸大食品(株)静岡工場	加熱後包装食肉製品
5		明治ケンコーハム(株) 三島工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品
6		米久(株)夢工場	加熱後包装食肉製品、
			特定加熱食肉製品
7		中部八厶(株)	加熱後包装食肉製品
8	富山県	伊藤ハムデイリー(株) 北陸工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品
9	豊橋市	伊藤ハム(株)豊橋工場	加熱後包装食肉製品、
			包装後加熱食肉製品
10	岐阜県	めぐみの農業協同組合	包装後加熱食食肉製品

【魚肉練り製品】

	自治体名	施 設 名	品 名
1	静岡県	(株)あじかん静岡工場	その他の魚肉ねり製品
2	富山県	伊藤ハムデイリー(株)北陸工場	魚肉ハムソーセージ
3	石川県	(株)スギヨ北陸工場	その他の魚肉ねり製品

【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】

自治体名	施 設 名	品 名	
1 三重県	ヤマモリ(株)松阪工場	熱溶融、缶詰	
2 静岡県	ハウス食品(株)静岡工場	熱溶融	
3	はごろもフーズ(株)焼津プラント ^{缶詰}		
4	クノール食品(株)東海事業所	熱溶融	
5 静岡市	(株)ホテイフーズコーポレーション蒲原工場	熱溶融、缶詰	

【清涼飲料水】

	自治体名	施 設 名	品目
1	愛知県	サントリープロダクツ(株)木曽川工場	殺菌後密封•密栓、
			密栓•密封後殺菌、
			無殺菌・無除菌
2		(株)エルビー東海工場	殺菌後密栓•密封
3	名古屋市	(株)MTGキララ事業部	ミネラルウォーター類
4	静岡県	森永製菓(株)三島工場	殺菌後密栓•密封
5		山中缶詰(株)製造部飲料課	殺菌後密栓•密封、
			密栓•密封後殺菌
6		(株)マルハチ村松静岡工場内 レトルト工場	密栓•密封後殺菌
7		カゴメ(株)静岡工場	殺菌後密栓•密封
8		丸善食品工業(株)富士小山工場	殺菌後密栓•密封、
			ミネラルウォーター類
9		キリンディスティラリー(株)御殿場工場	ミネラルウォーター類
10		キリンディスティラリー(株)	ミネラルウォーター類
		御殿場工場第2PET工場	
11		(株)ホテイフーズコーポレーション	殺菌後密栓•密封
		富士川ボトリングプラント第1工場	
12		(株)ホテイフーズコーポレーション	殺菌後密栓•密封

静岡県	富士川ボトリングプラント第2工場	
	(株)ホテイフーズコーポレーション	密栓•密封後殺菌
	富士川ドリンクプラント第1工場	
	東海明治(株)袋井工場	殺菌後密栓•密封
	三和缶詰(株)大井川工場	殺菌後密栓•密封
	四国化工機(株)富士小山食品工場	殺菌後密栓•密封、
		その他(製造方法の基準
		に適合しない方法による
		製造)
	アサヒ飲料(株)富士山工場	ミネラルウォーター類、
		殺菌後密栓•密封、
		無殺菌・無除菌
三重県	メロディアン㈱三重工場	殺菌後密栓•密封
富山県	アサヒ飲料(株)北陸工場	密栓•密封後殺菌
静岡市	静岡ジェイエイフーズ(株)興津第1工場	密栓•密封後殺菌、
		殺菌後密栓•密封
	静岡ジェイエイフーズ(株)興津第2工場	無殺菌・無除菌、
		密封・密栓後殺菌、
	静岡ジェイエイフーズ(株)	殺菌後密栓 • 密封
	庵原工場Pー4プラント	
岐阜県	㈱秋田屋本店洞戸工場	殺菌後密栓・密封
	静岡市	東海明治(株)袋井工場 三和缶詰(株)大井川工場 四国化工機(株)富士小山食品工場 アサヒ飲料(株)富士山工場 三重県 メロディアン(株)軍工場 富山県 アサヒ飲料(株)北陸工場 静岡・ 静岡ジェイエイフーズ(株)興津第1工場 静岡ジェイエイフーズ(株)興津第2工場 静岡ジェイエイフーズ(株)興津第2工場

【対米国輸出水産食品施設の一覧】

【H27.3.31 現在】

No.	認定番号	自治体名	施設名	輸出品目
1	1764001	石川県	(株)スギヨ北陸工場	ちくわ
2	1764002	石川県	(株)スギヨ団地工場	香り箱
				(かに風味かまぼこ)
3	2261006	静岡県	(株)新丸正鰹節工場	鰹節、表面削り鰹節
4	2261007	静岡県	(株)トライツナプロダクト島田工場	冷凍マグロ、
				冷凍畜養マグロ
5	2261008	静岡県	(株)トライツナプロダクト榛原工場	冷凍マグロ加工品
				(冷凍ねぎとろ、
				鮪切落とし、
				冷凍ねぎとろ芯)
6	2272005	静岡県	(株)マルテ小林商店	かつお節
7	2374001	愛知県	日本水産(株)安城工場	ほしいぶんだけ紅ずわいのか
				にシューマイ、
				えびシューマイ、
				ほしいぶんだけえびプリプリ
				シューマイ、
				ほしいぶんだけえだ豆のシュ
				ーマイ、
				海外えびシューマイ

【対韓国輸出水産食品施設の一覧】

【H27.3.31 現在】

No.	登録番号	名 称	本部所在地
1	KR0005	共和食品(株)	静岡県焼津市
2	KR0006	トライ産業(株)島田工場	静岡県島田市
3	KR0007	マルミフーズ(株)田尻工場	静岡県焼津市
4	KR0008	(株)カネトモ冷蔵加工部	静岡県藤枝市
5	KR0009	(株)大長増田商店	静岡県焼津市
6	KR0010	マリブ・インターナショナル(株)	静岡県静岡市
7	KR0012	(株)ヤマシタ	静岡県榛原郡
8	KR0013	(株)マルショウ	静岡県静岡市
9	KR0018	東洋冷蔵(株)名古屋支店	三重県四日市
10	KR0023	八洲商事(株)宍原工場	静岡県静岡市
11	KR0024	トライ産業(株)	静岡県静岡市
12	KR0025	(株)トライツナプロダクト清水工場	静岡県静岡市
13	KR0026	(株)トライツナプロダクト島田工場	静岡県島田市
14	KR0027	(株)焼津冷凍	静岡県藤枝市
15	KR0028	(株)焼津冷凍	静岡県藤枝市
16	KR0029	サワイリ食品(株)	静岡県静岡市
17	KR0030	(株)トライツナプロダクト榛原工場	静岡県牧之原市
18	KR0032	(有)中谷商店大井川工場	静岡県焼津市
19	KR0034	清弘水産(株)	静岡県榛原郡
20	KR0038	横浜冷凍(株)大井川物流センター	静岡県焼津市
21	KR0039	中村水産(株)大井川冷蔵	静岡県焼津市
22	KR0041	共和食品(株)田尻工場	静岡県焼津市
23	KR0042	(株)カネセイ水産	静岡県焼津市
24	KR0043	山松水産(株)大井川工場	静岡県焼津市
25	KR0046	伊比水産(株)本社工場	静岡県静岡市
26	KR0051	(株)オリエンタルフーズ	静岡県静岡市
27	KR0052	(株)バンノウ水産	静岡県静岡市
28	KR0053	山正冷凍(株)焼津事業部冷凍工場	静岡県焼津市
29	KR0055	(株)チャンピオンシーフーズ	静岡県焼津市
30	KR0056	(株)マリンアクセス	静岡県榛原郡
31	KR0076	東洋冷蔵フードサービス(株)本社工場第4冷蔵倉庫	静岡県静岡市
32	KR0090	(株)シプト	静岡県静岡市
33	KR0092	東洋冷蔵フードサービス(株)飛島工場第3冷蔵倉庫	静岡県静岡市

	34	KR0094	焼津中央水産(株)	静岡県焼津市
	35	KR0097	(株)高栄清水工場	静岡県静岡市
	36	KR0098	福一・大井川コールドストレージ	静岡県焼津市
Ī	37	KR0100	マルコ水産(株)MK工場	静岡県焼津市
Ī	38	KR0101	(株)MNリテールサービス 焼津工場	静岡県焼津市
Ī	39	KR0102	極洋水産(株)	静岡県焼津市

【登録検査機関の一覧】

【H27.3.31 現在】

No.	県 名	名 称	本部所在地
1	石 川	(一財)石川県予防医学協会	金沢市神野町
2		(株)アルプ	金沢市近岡町
3	岐 阜	(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町
4	静岡	※(一財)食品環境検査協会	静岡市清水区日の出町
5		※(一財)日本貨物検数協会	富士市鈴川町
6		(一社)浜松市薬剤師会	浜松市中区鴨江
7		(株)中部衛生検査センター	島田市島
8		(株)静環検査センター	藤枝市高柳
9		(株)エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川
10	愛 知	※(一財)日本穀物検定協会	半田市十一号地
11		※(一財)日本食品分析センター	名古屋市中区大須
12		※(一財)日本冷凍食品検査協会	名古屋市熱田区神野町
13		※(一財)日本海事検定協会	名古屋市港区入船
14		(公財)愛知県学校給食会	豊明市阿野町
15		(一社)愛知県薬剤師会	名古屋市中区丸の内
16		(株)東海分析化学研究所	豊川市御津町
17		(株)環境科学研究所	名古屋市北区若鶴町
18	三重	(一財)食品分析開発センターSUNATEC本部	四日市市赤堀

[※] 他の地方厚生局に本部を持つ機関の支所等

保険年金課

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1)業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に 関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目 的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書(滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査)の認可、報告の徴収及び実地監査(立入検査)を行っています。

(2)業務対象(平成27年3月31日現在)

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数(立入検査の認可は平成26年度から処理)

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	_		23

イ. 実地監査(立入検査)件数

(単位:支部)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地監査	2	2	2

ウ. 平成26年度実地監査(立入検査)結果内訳(全国健康保険協会支部数)

(単位:支部)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2

会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	1	1
個人情報保護に関する事項	2	0
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

(1)業務内容

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法 人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2)業務対象(平成27年3月31日現在)

健康保険組合数 …… 181組合

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約変更申請書等の認可	308	244	216
規約変更届出書等の受理	1, 393	1, 329	1, 261
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	2, 283	2, 242	2, 211
公法人証明•印鑑証明	346	467	448

イ. 実地監査件数

(単位:組合)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地監査	34	34	27

ウ. 平成26年度実地監査結果内訳(健康保険組合数)

(単位:組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	4	23
経理事務に関する事項	27	0
適用・給付事務に関する事項	5	22
保健事業に関する事項	5	22
医療費適正化対策に関する事項	4	23
個人情報保護に関する事項	5	22
事業運営に関する事項	27	0
その他	15	12

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1)業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の 法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代 行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後に おける生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請 書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、 公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2)業務対象(平成27年3月31日現在)

厚生年金基金数 …… 50基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約変更認可申請書等の認可	128	62	41
規約変更届出書の受理	278	236	260
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	632	549	636

公法人証明•印鑑証明	19	22	49
解散又は他制度へ移行	2	4	8

イ. 実地監査件数

(単位:基金)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地監査	15	16	8

ウ. 平成26年度実地監査結果内訳(厚生年金基金数)

(単位:基金)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
事業運営に関する事項	7	1
財政健全化に関する事項	1	7
事務組織に関する事項	0	8
資産運用に関する事項	0	8
情報開示に関する事項	0	8
前回指摘事項に関する改善状況	0	8
財務会計に関する事項	8	0
その他	0	8

(一口メモ) ~厚生年金基金制度の見直し~

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行により、次のとおり見直しがされました。

- (1)施行日(平成26年4月1日)以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2)施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3)施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない 基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発 動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 国民年金基金に係る業務について

(1)業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立(「地域型」又は「職域型」)し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

東海北陸厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更申請書の 認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人 証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

(2)業務対象(平成27年3月31日現在)

国民年金基金数……6基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約変更申請書の認可	1	0	0
規約変更届出書の受理	19	14	20
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	43	54	48
公法人証明•印鑑証明	4	13	5

イ. 実地監査件数

(単位:基金)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地監査	2	2	2

ウ. 平成26年度実地監査結果内訳(国民年金基金数)

(単位:基金)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入促進等に関する事項	0	2
基金の状況	0	2
前回指摘事項に関する改善状況	0	2
財務会計に関する事項	2	0
国庫負担に関する事項	0	2
その他	2	0

5. 確定給付企業年金に係る業務について

(1)業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保 険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行 う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企 業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可(承認)申請書及び 規約変更申請書の認可(承認)、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出 書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 業務対象(平成27年3月31日現在)

確定給付企業年金数 1,897企業年金

① 規約型 … 1,813規約

② 基金型 … 84基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約(変更)認可申請書等の 認可(承認)	74	289	358
規約変更届出書の受理	440	731	712
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	1, 890	2, 198	2, 053
公法人証明•印鑑証明	26	37	47

イ. 監査件数 (実地監査は書面監査を経て実施)

(単位:企業年金)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
書面監査	128	136	136
実地監査	11	12	12

ウ. 平成26年度監査結果内訳(確定給付企業年金数)

(単位:企業年金)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
適用状況に関する事項	22	114
加入者に関する事項	12	124
年金給付に関する事項	5	131
掛金に関する事項	0	136
財務及び会計に関する事項	5	131
業務概況の周知に関する事項	33	103
資産運用に関する事項	39	97
代議員、理事及び監事に関する事項	11	125
福祉事業に関する事項	0	136
個人情報の保護に関する事項	0	136

6. 確定拠出年金(企業型)に係る業務について

(1)業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において 運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができ るようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施 する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認(変更)申請書の承認、 規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

(2)業務対象(平成27年3月31日現在)

確定拠出年金(企業型)規約数 …… 580規約

(3) 実績

承認申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約変更承認申請書等の承認	200	162	161
規約変更届出書の受理	155	84	174



1. 2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の定款 変更認可等について(※これらの業務は、平成 27 年 4 月 1 日から都 道府県に権限移譲されました。)

(1)業務内容

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化された医療法に基づく法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可事務は、各都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあっては厚生労働大臣の認可が必要です。

東海北陸厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2 以上の都道府県において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を 行っています。

(2)業務対象

(単位:法人)

東海北陸厚生局	平成24年度	平成25年度	平成26年度
所管医療法人数	85	89	88

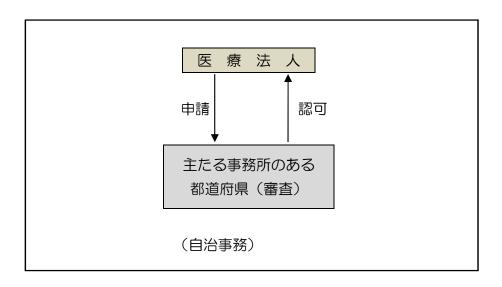
(3) 実績

(単位:件)

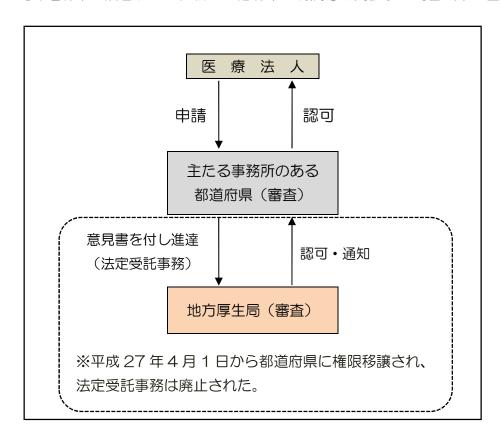
業務内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定款変更認可	45	42	45
決算届受理	87	88	89
役員変更届	112	100	78
登記事項変更完了届	122	104	128
特別代理人選任	4	6	2

医療法人の定款等変更認可申請等の審査の流れ図

【同一県内において病院等を開設している場合(県の所管法人)】



【複数の都道府県において病院等を開設している場合(国の所管法人)】又は 【都道府県の所管法人が、新たに他府県に病院等を開設する場合(県→国)】



2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

(1)業務内容

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率(通常は25.5%)が軽減税率(19%)の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位:件)

業務内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
証明件数	54	96	90

3. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について

(1)業務内容

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

ア. オープン病院事業法人

一般社団法人(非営利型)である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ、福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位:件)

業務内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
証明件数	1	10	16

4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る技術的助言・指導監督について

(1)業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者 医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に 関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的と する制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村 (特別区を含む。)と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

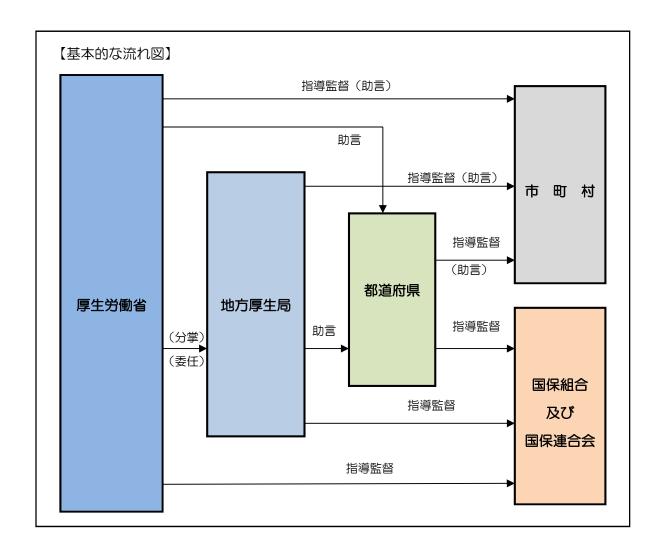
東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保 険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適性かつ安定的 運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努 めるよう助言・指導監督を行っています。

(2)業務対象

管内各県、各市町村、管内国民健康保険組合20組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成25年度	平成26年度
富山県(11月)	愛知県(10月)
石川県、羽咋市(11月)	三重県、熊野市(11月)
静岡県(11月)	石川県(11月)
静岡県国民健康保険団体連合会(11月)	岐阜県(11月)
三重県(11月)	岐阜県国民健康保険団体連合会(11月)
岐阜県(12月)	静岡県(12月)
愛知県(12月)	富山県(12月)



5. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の技術的助言・指導監督について

(1)業務内容

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

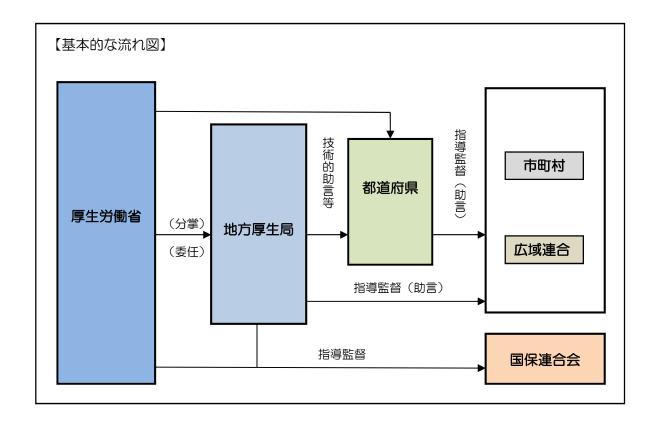
東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに 各県国民健康保険団体連合会に対する技術的助言及び指導監督を行っています。

(2)業務対象

管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成25年度	平成26年度
富山県(11月)	愛知県(10月)
富山県後期高齢者医療広域連合(11月)	愛知県後期高齢者医療広域連合(10月)
石川県(11月)	三重県(11月)
静岡県(11月)	石川県(11月)
三重県(11月)	岐阜県(11月)
岐阜県(12月)	静岡県(12月)
愛知県(12月)	富山県(12月)



6. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係及び介護保険関係業務を除く。)の監督について

(1)業務内容

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人 (平成15年10月1日から民間法人)で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険 (国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入)及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

(一口メモ)~審査・支払業務~

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」 という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者(全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など)に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

(2) 実績

平成25年度	平成26年度
愛知支部(11月)	石川支部(7月)
三重支部(2月)	静岡支部(9月)



1. 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督業務について

(1)業務内容

国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関する医療法に基づく開設承認等です。

東海北陸厚生局が所管する国の開設する病院は、国立高度専門医療研究センター及び国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人病院、独立行政法人労働者健康福祉機構労災病院、自衛隊病院(防衛省)、独立行政法人地域医療機能推進機構病院となっており、次の40施設です。

また、国の開設する診療所は54施設ありますが、助産所はありません。

病院の内訳

(平成27年3月31日現在)

区分	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	計
国立高度専門医 療研究センター	0	0	0	0	1	0	1
国立ハンセン病 療養所	0	0	0	1	0	0	1
国立病院機構	2	4	1	4	4	4	19
国立大学法人	1	1	1	1	1	1	6
労働者健康福祉 機構	1	0	0	1	2	0	4
防衛省	0	0	1	1	0	0	2
地域医療機能推 進機構	1	1	1	2	1	1	7
計	5	6	4	10	9	6	40

(2) 実績

国の開設する病院及び診療所に係る医療法に基づく開設承認事項等に関する事務の実績は、次のとおりです。

ア. 新規開設承認申請: 〇件(医療法第7条第1項)

- イ. 病院に係る開設承認事項の変更の承認:127件(医療法第7条第2項)
- ウ. 上記の変更に伴う構造設備の使用の承認:97件(医療法第27条)
- 工. 上記の使用の承認のうち立入検査を実施した件数:29件
- オ. 病院及び診療所に係る開設通知事項等の変更通知の受理件数:141件

※東海北陸厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について (地方分権第4次一括法施行関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成 26 年法律第51号)が平成26年6月4日に公布され、平成27年4月1日より施行されました(一部の事務・権限を除く)。

同法律の施行により、医療法(国開設病院等の開設承認・監督)の事務・権限は、平成27年4月1日より各機関等の所在地を管轄する県(指定都市・中核市)へ移譲しました。

2. 医療監視業務について

(1)業務内容

医療監視に関する次の業務を行っています。

- ア. 医療法に基づく特定機能病院への立入検査の実施(医療法第25条第3項)
- イ. 国民の健康を守るため緊急の必要がある場合の各県等との合同立入検査の実施(医療法第71条の3)
- ウ. 医療事故等が発生した場合の各自治体等からの速やかな情報収集と指導・助 言の実施

(2)業務対象(特定機能病院)

東海北陸厚生局所管の特定機能病院は、次のとおりです。

No	施設名	所 在 地		
1	富山大学附属病院	富山県富山市		
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市		
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡		
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市		
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市		
6	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡		
7	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市		
8	愛知医科大学病院	愛知県長久手市		

	9 名古屋大学医学部附属病院		愛知県名古屋市	
	10 名古屋市立大学病院 11 三重大学医学部附属病院		愛知県名古屋市	
			三重県津市	

(3) 実績

特定機能病院への立入検査の実績については、次のとおりです。

- ア. 特定機能病院への立入検査の実施
- (ア) 実施施設 11施設(管内の全特定機能病院)
- (イ) 実施結果
 - a. 文書による指導事項のあった施設:3施設
 - b. 口頭による指導事項等のあった施設: 11施設

【a·bの内訳】

〇医療安全管理委員会	•••	9
〇職員健康診断	•••	7
〇医療機器安全管理	•••	6
〇医療安全感染対策研修	•••	5
○事故報告書(報告体制)	•••	4
〇医療安全対策委員会	•••	3
〇輸血療法委員会	•••	2
○感染防止対策の周知	• • •	2
○医薬品安全使用のための手順書	•••	1
○医療安全に関する情報	•••	1
○患者相談体制	•••	1
○臨床研究の適正な推進	•••	1
○新規採用研修	•••	1
○利益相反マネジメント委員会	•••	1

イ. 医療事故等情報の収集・助言等

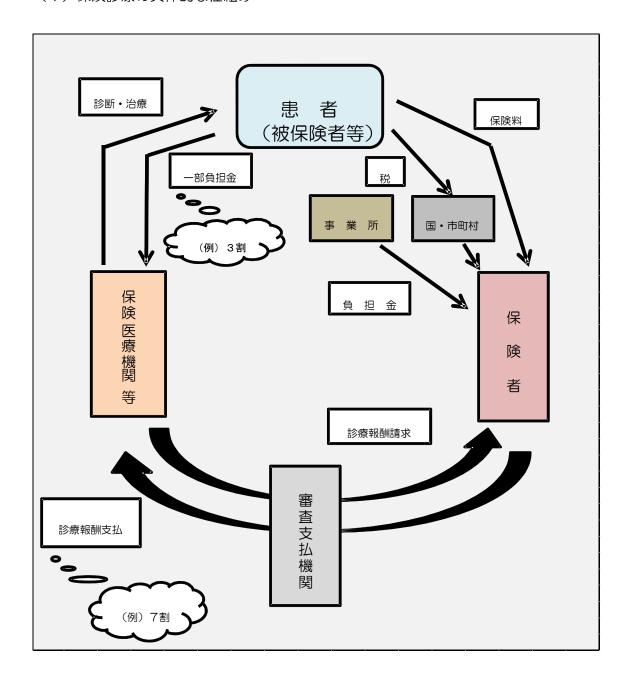
平成26年度は、管内特定機能病院、自治体等の7件の医療事故等対応報告を受け情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省への情報提供とともに必要に応じて、指導・助言等を行いました。

医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査実施の流れ

・各県衛生主管部(局)長あて局長通知(実施予定施設・時期を通知)の発出
実施(検査日・派遣職員等)通知の発出
① 施設の病院管理者あて局長通知 ②各県健康政策主管課長あて事務連絡
立入検査結果通知の発出
① 施設の病院管理者あて局長通知 ②各県衛生主管部(局)長あて局長通知
ひ善計画又は是正結果の徴取・検討
厚生労働本省あて立入検査結果等報告

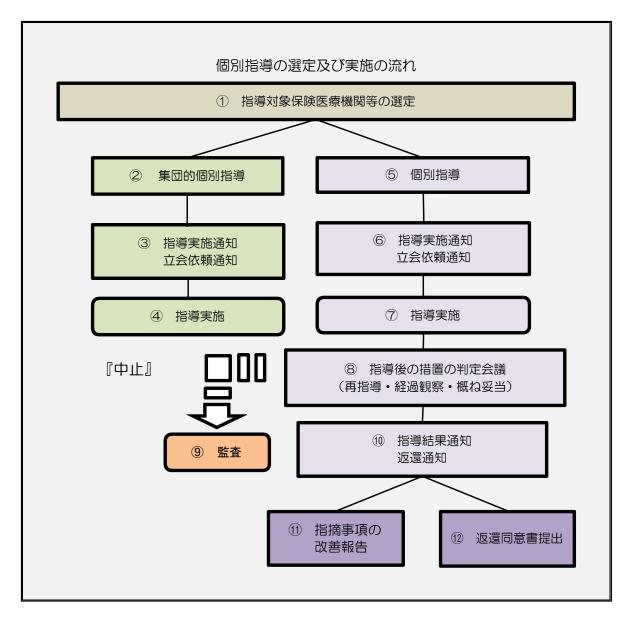
3. 東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について

(1) 保険診療の具体的な仕組み



(2)業務内容

指導監査課及び各県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督を行っています。



(3)業務対象

ア. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他 医療保険事業の療養担当者に対する指導及び監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、東海北陸厚生局長が必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所(愛知県にあっては指導監査課)で実施しています。

イ.健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係 る療養に関する監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、東海北陸厚生局長が 必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所 (愛知県にあっては指導監査課)で実施しています。

ウ. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他 医療保険事業の療養担当者に対する行政上の措置に関する業務を行っています。

(4) 実績

指導監査等の実績については、指導監査課/県事務所の実績(135 頁以降)をご覧下さい。



1. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理について

(1)業務内容

保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行っています。

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬 剤師の登録状況をホームページに公開する業務を行っています。

公開内容(指定一覧、新規指定一覧、廃止機関一覧、辞退機関一覧、 取消機関一覧、施設基準の届出受理状況、保険外併用療養費一覧、 保険医・保険薬剤師の登録状況)

(2) 実績

管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬剤師の登録状況 の登録状況の公開内容については、東海北陸厚生局ホームページをご参照下さい。

2. 指導部門の保有する情報の公開の調整について

(1)業務内容

指導部門が保有する情報の公開に係る調整を行っています。

(2) 実績

平成26年度における開示請求件数は539件で、結果は全件開示(部分開示を含む)でした。

3. 指導部門に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整について

(1)業務内容

指導部門の訴訟に関する事務及び管内事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

4. メーリングリストを活用した定例報告等の配信について

(1)業務内容

保険医療機関・保険薬局から登録(変更・解除)いただいたメールアドレスによりメーリングリストの作成・整理及びその管理を行っています。

メーリングリストを活用し、次の配信を行っています。

- •「施設基準実施状況報告」(定例報告)等の報告に関する情報の配信
- ・保険医療制度等について周知の徹底及び適正な事務処理等の実施を目的とした情報(メールマガジン)を平成26年8月より毎月配信

(2) 実績

メールアドレス 平成27年3月末現在登録数 4,260件

福祉指導課

1.介護保険に係る保険者(市町村等)、地域密着型サービス事業者に対する指導について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

1-1 保険者(市町村等)に対する指導

(1)業務内容

介護保険制度の円滑な実施を図るため、保険者である市町村などに対して、地域密着型サービス事業者の指定、指導、監査事務の実施状況などについて、実地に聴取し、助言などを行っています。

※根拠法令:介護保険法第197条第2項、地方自治法第245条の4

(一口メモ) ~地域密着型サービス~

地域密着型サービスとは、認知症やひとり暮らしのお年寄りが住みなれた地域で暮らしながら介護を受けることのできるサービスです。平成18年の介護保険法改正により創設され、市町村が事業者の指定や監督をします。

このサービスには、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」や「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「複合型サービス」があります。

(2)業務対象

管内6県(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の各県をいう。以下、同じ。)に所在する市町村など(広域連合などを含み、指定都市、中核市を除く。以下、同じ。)を対象としています。

(3) 実績

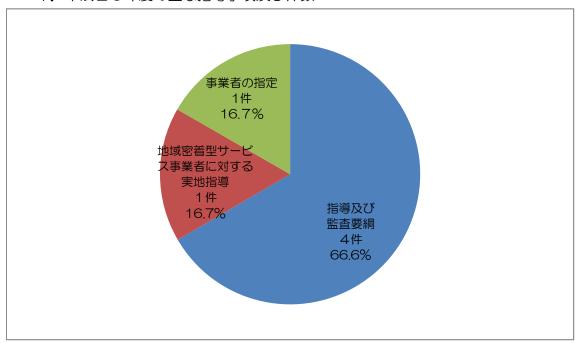
ア. 実施件数

県 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	0	0	2
石川県	0	0	0
岐阜県	4	2	0
静岡県	6	2	1
愛知県	8	4	1
三重県	2	4	2

(単位:保険者)



イ. 平成26年度の主な指導事項及び件数



事項	指導事項	件数
指導及び監査要綱	・指導及び監査要綱を策定すること。	1
について	・指導及び監査要綱を修正すること。	Э
地域密着型サービ ス事業者に対する 実地指導について	・実施指導の結果は文書により通知すること。	1
事業者の指定について	・指定時等の公示を行うこと。	1

1-2 地域密着型サービス事業者に対する指導

(1)業務内容

介護保険制度の健全かつ適正な運営及び介護サービスの質の確保を図るため、 保険者である市町村などが地域密着型サービス事業者に対して行う実地指導に ついて、東海北陸厚生局と合同で実施しています。

※根拠法令:介護保険法第24条

(2)業務対象

管内6県の市町村に所在する地域密着型サービス事業者を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位:事業者)

県 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	0	0	2
石川県	0	0	0
岐阜県	4	2	0
静岡県	6	2	1
愛知県	8	4	1
三重県	2	4	2
管内計	20	12	6

イ、平成26年度の主な指導事項及び件数

事項	指導事項	件数
地域連携•運営推進会議	・運営推進会議を概ね2ヶ月に1回以上開催すること。	2

2. 業務管理体制の整備について(※この業務は、平成27年4月1日から都道府県に権限移譲されました。)

2-1 自治体(県・市町村等)に対する報告の徴収

(1)業務内容

県又は市町村などが実施する介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する監督事務について、その均一な検査水準などの確保を図るため、主として確認検査(一般検査・特別検査)の実施状況などについて、実地に聴取し、助言などを行っています。

※根拠法令:介護保険法第197条第2項

(一口メモ)~業務管理体制の整備~

「業務管理体制の整備」とは、介護サービス事業者自らがその組織形態に見合った法令等遵守のために必要な合理的な体制の整備を義務付ける制度で、平成20年の介護保険法改正により創設されました。その整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

(2)業務対象

管内6県及び管内6県に所在する市町村などを対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位:保険者)

県 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	0	0	2
石川県	0	0	0
岐阜県	4	2	0
静岡県	6	2	1
愛知県	8	4	1
三重県	2	4	2
管内計	20	12	6

イ. 平成26年度の主な指導事項及び件数

事項	指摘事項	件数
業務管理体制の整備に 関する届出について	・業務管理体制の事業者番号を周知すること。	4
確認検査について	・実施要領を策定すること。	2
	・計画的に実施すること。	3

2-2 介護サービス事業者に対する確認検査

(2-2-1 一般検査)

(1)業務内容

介護事業運営の適正化について一層の推進を図るため、業務管理体制の届出を 行った介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備状況などについて実地に より聴取し、助言などを行っています。

※根拠法令:介護保険法第115条の33第1項

(2)業務対象

指定などを受けている介護サービス事業所又は施設が、2以上の都道府県に所在する介護サービス事業者のうち、その主たる事業展開地域が東海北陸厚生局の管轄 区域内である介護サービス事業者を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位:事業者)

主たる事務所の所在地	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	2	3	2
石川県	2	2	0
岐阜県	3	2	3
静岡県	0	7	5
愛知県	8	7	4
三重県	1	0	1
奈良県	0	0	1
東京都	2	0	0
神奈川県	1	0	0
管内計	19	21	16

イ. 平成26年度の指導事項及び件数

事項	指導事項	件数
法令等遵守体制の 整備について	• 該当なし	_

(2-2-2 特別検査)

(1)業務内容

東海北陸厚生局に業務管理体制の届出を行った介護サービス事業者において、 指定等取消相当の事案が発覚した場合は、業務管理体制の整備状況や当該事案に 対する組織的関与の有無などを実地により検証した上で、必要に応じて勧告など の行政処分を行っています。 ※根拠法令:介護保険法第115条の33第1項

(2)業務対象

指定等を受けている介護サービス事業所又は施設が、2以上の都道府県に所在する 介護サービス事業者のうち、その主たる事業展開地域が東海北陸厚生局の管轄区域内 である介護サービス事業者であって、指定等取消相当の事案が発覚した者を対象とし ています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位:事業者)

主たる事務所の所在地	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
東京都	0	0	0
管内計	0	0	0

イ. 平成26年度の勧告事項

事項	勧告事項
法令等遵守体制	該当なし
の整備について	· 以 = な U

3. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について

3-1 社会福祉法人の認可等

(1)業務内容

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、所轄庁(国・都道府県・市をいいます。)の認可を受けて設立された法人です。

※根拠法令:社会福祉法

東海北陸厚生局では、社会福祉法人の設立、定款の変更などの認可などを行っています。

(2)業務対象

管内6県に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域に おいて事業を行う法人を対象としています。

(単位:法人)

管内法人数(県別)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	1	1	1
石川県	0	1	1
岐阜県	7	7	8
静岡県	6	7	7
愛知県	15	15	16
三重県	1	3	5
管内計	30	34	38

(3) 実績

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人設立の認可	0	0	0
定款変更の認可	21	25	35
基本財産処分の承認	0	3	3
基本財産担保提供の 承認	1	2	0
合 計	22	30	38

3-2 社会福祉法人の指導監査

(1)業務内容

社会福祉法人の適正な法人運営や円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、実地により指導監査を行っています。

※根拠法令:社会福祉法第56条第1項

指導監査は概ね2年に1回を基本に行いますが、これまでの指導監査の結果を

もとに、「毎年実施」、「通常実施(2年に1回)」、「4年に1回の実施」の3段階に区分し、計画的に行っています。

(2)業務対象

管内6県に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域に おいて事業を行う法人を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位:法人)

法人の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
老人福祉事業を主たる事業と	5	8	4
する社会福祉法人	5	0	4
保育、障害者福祉を主たる事	0	4	0
業とする社会福祉法人		'	0
合 計	5	9	12

イ. 平成26年度の主な指導事項及び件数

事項	指導事項	件 数
	・評議員の欠員の補充を行うこと。	1
• 理事会運営規程な	・役員び評議員の選任手続きを適切に行うこと。	1
	• 理事会運営規程や役員報酬規程を整備すること。	8
	・理事構成を是正すること。	1
	・役員、資産総額等の変更登記を期限内に行うこと。	4
	・理事長及びその職務代理の選任手続きを適切に行うこと。	4
組織運営	・理事会を適切に開催すること。	2
	・監事の資格要件を満たす者を選任すること。	3
	・監事監査を十分に行うこと。	3
	・監事の理事会・評議員会への出席を図ること。	1
	・外部監査の実施を検討すること。	4
	・特定の理事、評議員の欠席が継続しないようにすること。	4

	・理事会、評議員会で必要な決議、報告を行うこと。	6					
	・理事会、評議員会の議事録を正確に記録すること。	2					
	・評議員会を設置すること。	1					
	・役員研修の参加を図ること。	5					
	・役職員を相手方とする賃借契約について、検討を行うこと。	2					
	・法人運営の見直しを図ること。	2					
	•基本財産について、定款と財産目録での整合性を図ること。	1					
	・定款と実際の事業との相違を解消すること。	3					
事業	・公益事業として適切か理事会で協議すること。	1					
	・公益事業は特別会計として他の事業と区分すること。						
	・社会福祉事業に必要な不動産について、土地賃借権の登記 又は必要な期間の賃貸借契約を締結すること	3					
	・補正予算等を適切に編成すること。	2					
	・指名競争入札や随意契約を行う場合は、その合理的理由を明確にすること。	5					
	・理事長が双方代理となる委託契約が交わされているので、 他の理事を代理として契約すること。	1					
管理	・不動産や資金の管理を適切に行うこと。	2					
	・会計責任者を適切に任命すること。	3					
	・介護報酬、保育所運営費等の会計処理を適切に行うこと。	7					
	・会計、人事の事務処理を適切に行うこと。	2					
	・インターネット等による財務諸表等の情報提供に努めること。	1					
	・苦情解決の仕組みを適切に運用すること。	2					

4. 障害者自立支援業務に関する実地指導について

(1)業務内容

障害者自立支援業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

※根拠法令:障害者総合支援法第2条第3項、地方自治法第245条の4

(一口メモ)~障害者自立支援業務~

障害者自立支援業務とは、

- ・介護給付費(ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等)、訓練等給付費 (自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援等)、地域相談支援、計画相談支援、自 立支援医療及び補装具費の支給等の自立支援給付業務
- 移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府 県が行う障害者などへの自立支援に関する業務をいいます。

(2)業務対象

管内の6県を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数(単位:県)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	1	1	2

イ. 平成 26年度の主な指導事項及び件数

事項	指摘事項	件数
市町村・事業者への指導	・指摘基準を策定すること。	2
指定自立支援医療 機関への指導	・指導の実施方策を検討すること。	1
補装具費の支給	・適合判定が適切に行われたことを十分に確認すること。	1

指導監查課/各県事務所

以下の業務については、保険医療機関等が所在する県を管轄する各県事務所(富山、石川、岐阜、静岡、三重)が行っています。なお、愛知県については、東海北陸厚生局指導監査課が行っています。

1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師 に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険 療養担当者に対する指導・監査について

(1)業務内容

ア. 指導の目的

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等の社会保険医療担当者に 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い、 診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療 (調剤)の質的向上及び適正化を図ることを目的に次の指導を実施しています。

(ア)集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ)集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて 個別に簡便な面接懇談方式により行います。

(ウ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当 該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査の目的

社会保険医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療(調剤)報酬の請求が適正であるかなどを確認することを目的として実施しています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

○集団指導

(単位:機関)

								(里1	立:機関)
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	854	179	793		医科	2,182	60	2,262
	歯科	538	117	496		歯科	1,732	38	1,809
富山県	薬局	447	66	459	静岡県	薬局	1,628	109	1,842
	指定訪問 看護事業所	77	44	0	野心宗	指定訪問 看護事業所	0	0	42
	計	1,916	406	1,748		計	5,542	207	5,955
		T-400F	T-10 1 F-5	T40555			T 400 F #	T-10 155	T + 0 5 5 5
県 名		平成23年度		平成25年度	県 名			平成24年度	
	医科	725	28	849		医科	4,665	120	5,022
	歯科	500	16	528		歯科	3,664	57	3,941
石川県	薬局	422	48	529	愛知県	薬局	2,950	45	3,282
11川宗	指定訪問 看護事業所	0	23	0	复和宗	指定訪問 看護事業所	285	0	0
	計	1,647	115	1,906		計	11,564	222	12,245
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	□成り5年度
宗 石	压到				宗 石	医到			
	医科	1,225	29	1,296		医科	2,499	1,291	1,260
	歯科	975	26	989		歯科	1,101	194	928
岐阜県	薬局	870	62	1,003	三重県	薬局	765	144	762
2 1 71.	指定訪問 看護事業所	0	9	14		指定訪問 看護事業所	75	75	0
	計	3,070	126	3,302		計	4,440	1,704	2,950
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	 医科	12,150	1,707	11,482					
	 歯科	8,510	448	8,691					
// do = 1	 薬局	7,082	474	7,877					
管内計	指定訪問	437	151	56					

437

28,179

看護事業所

151

2,780 28,106

56

○集団的個別指導

								(単	立:機関)
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	47	50	30		医科	161	170	120
	歯科	35	37	36	静岡県	歯科	143	140	141
富山県	薬局	27	26	28	閉心宗	薬局	128	123	120
	計	109	113	94		計	432	433	381
							1		
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	45	48	37		医科	338	313	275
石川県	歯科	40	39	40	愛知県	歯科	288	291	277
11111111111111111111111111111111111111	薬局	31	31	32	复刈宗	薬局	207	213	215
	計	116	118	109		計	833	817	767
								ı	
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	103	100	68		医科	58	102	68
岐阜県	歯科	74	73	76	三重県	歯科	68	70	52
蚁千木	薬局	75	66	70	一圭示	薬局	53	54	54
	計	252	239	214		計	179	226	174
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度					
示 白	 医科	752	783	598					
	・	648	650	622					
管内計	幽科								
۵,581	薬局	521	513	519					
	計	1,921	1,946	1,739					

○個別指導

(単位:機関)

								(半)	リ・協関ノ
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
富山県	医科	30	29	22		医科	17	20	26
	歯科	18	19	18		歯科	45	43	57
	薬局	14	14	13	数四周	薬局	31	32	40
	指定訪問 看護事業所	0	0	0	静岡県	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	62	62	53		計	93	95	123
県 名		平成23年度	立成 2 1 午度	平成25年度	県 名		立成 2 3 年度	平成24年度	立成 2 5 年度
 元	医科	16	29	26	ホ ロ	 医科	57	55	64
	歯科	17	18	20		歯科	46	44	62
		12	16	17		 薬局	72	53	84
石川県		12	10	17	愛知県		12	55	04
	指定訪問 看護事業所	0	0	0		指定訪問 看護事業所	4	5	0
	計	45	63	63		計	179	157	210
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	41	28	15		医科	37	44	41
	歯科	8	7	20		歯科	34	35	32
	薬局	28	25	10		薬局	27	26	27
岐阜県	指定訪問 看護事業所	2	0	0	三重県	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	79	60	45		計	98	105	100
県 名		平成21年度	平成24年度	平成25年度					
ж 🗓	医科	198	205	194					
	歯科	168	166	209					
管内計	薬局	184	166	191					
	指定訪問	6	5	0					
	看護事業所								

○新規個別指導

(単位:機関)

								(単1	立:機関)
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	11	17	7		医科	40	47	91
富山県	歯科	9	8	8	静岡県	歯科	29	40	39
高山宗	薬局	18	24	22	即则乐	薬局	130	136	111
	計	38	49	37		計	199	223	241
		1					1		
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	16	14	12		医科	145	130	109
石川県	歯科	6	9	7	愛知県	歯科	62	75	98
10/11宗	薬局	18	25	19	复刈宗	薬局	163	133	133
	計	40	48	38		計	370	338	340
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
県名	医科	平成23年度 37	平成24年度 27	平成25年度 26	県 名	医科	平成23年度	平成24年度 24	平成25年度 25
	医科歯科	1 1 1 2				医科歯科			
県 名		37	27	26	三重県		34	24	25
	歯科	37	27 14	26 15		歯科	34	24	25 24 33
	歯科薬局	37 6 36	27 14 34	26 15 18		歯科薬局	34 9 30	24 14 31	25 24
	歯科薬局	37 6 36	27 14 34	26 15 18 59		歯科薬局	34 9 30	24 14 31	25 24 33
岐阜県	歯科薬局	37 6 36 79	27 14 34 75	26 15 18 59		歯科薬局	34 9 30	24 14 31	25 24 33
岐阜県県名	歯科 薬局 計	37 6 36 79 平成23年度	27 14 34 75 平成24年度	26 15 18 59 平成25年度		歯科薬局	34 9 30	24 14 31	25 24 33
岐阜県	歯科 薬局 計 医科	37 6 36 79 平成23年度 283	27 14 34 75 平成24年度 259	26 15 18 59 平成25年度 270		歯科薬局	34 9 30	24 14 31	25 24 33

○監査

					_				(単	位:機関)
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度		県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	0	0	0			医科	2	1	1
	歯科	1	1	0			歯科	2	0	3
富山県	薬局	0	0	0		静岡県	薬局	0	0	0
田山米	指定訪問 看護事業所	0	0	0		不凹气	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	1	0			計	4	1	4
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	Ì	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	2	2	1			医科	6	5	1
	歯科	1	0	0			歯科	1	1	2
石川県	薬局	0	0	0		愛知県	薬局	0	0	0
10川宗	指定訪問 看護事業所	0	0	0		发和宗	指定訪問 看護事業所	0	2	2
	計	3	2	1			計	7	8	5
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	ĺ	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	1	0	1			医科	2	1	1
	歯科	1	1	1			歯科	1	0	0
岐阜県	薬局	0	0	1		三重県	薬局	1	0	0
以 早宗	指定訪問 看護事業所	0	0	0		二里宗	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	2	1	3			計	4	1	1
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	Ì					
	医科	13	9	5						
	歯科	7	3	6						
خمرات =⊥	薬局	1	0	1						
管内計	指定訪問 看護事業所	0	2	2						

2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1)業務内容

ア. 医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行っためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

指定を受けた医療機関及び薬局は保険医療機関及び保険薬局といいます。地 方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとす る場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされていま す。

イ. 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師(「保険医」という。) 又は薬剤師(「保険薬剤師」という。) でなければならないとされています。

東海北陸厚生局では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

ウ. 訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働 大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

東海北陸厚生局では、指定訪問看護事業者の指定に関する業務を行っています。

(2)業務対象

- ア. 保険診療又は保険調剤を行っている(行おうとする)医療機関及び薬局
- イ. 保険診療又は保険調剤を行っている(行おうとする) 医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ. 健康保険法による訪問看護事業を行っている(行おうとする)訪問看護事業者

(3) 実績

保険医療機関等の指定状況等は、次のとおりです。

〇保険医療機関等指定状況(平成26年度)

(単位:機関)

県 名		医科	歯科	薬局
富山県	指定	21	16	30
画山宗	更新	39	25	37
石川県	指定	32	15	34
11川宗	更新	41	28	50
岐阜県	指定	40	37	64
以 早宗	更新	81	45	98
静岡県	指定	110	44	177
野心宗	更新	167	89	161
愛知県	指定	240	133	208
复和宗	更新	326	182	453
三重県	指定	32	20	55
二里宗	更新	84	49	78
管内計	指定	475	265	568
ENVI	更新	738	418	877

〇保険医療機関等数(平成27年3月31日現在)

(単位:機関)

県名	医科	歯科	薬局	指定訪問 看護事業所	≣†
富山県	738	467	416	57	1, 678
石川県	822	511	468	77	1, 878
岐阜県	1, 404	989	997	148	3, 538
静岡県	2, 421	1, 828	1, 731	202	6, 182
愛知県	4, 778	3, 783	3, 051	476	12,088
三重県	1, 411	890	759	128	3, 188
管内計	11,574	8, 468	7, 422	1, 088	28, 522

〇保険医等数(平成27年3月31日現在)

(単位:人)

県 名	医師	歯科医師	薬剤師	計
富山県	3, 076	700	2, 007	5, 783
石川県	4, 030	803	2, 726	7, 559
岐阜県	4, 912	1, 835	3, 965	10, 712
静岡県	9, 218	3, 121	8, 131	20, 470
愛知県	20, 927	7, 046	16, 157	44, 130
三重県	4, 937	1, 405	3, 388	9, 730
管内計	47, 100	14, 910	36, 374	98, 384

3. 施設基準(基本診療料及び特掲診療料)等の届出等について

(1)業務内容

- ア. 厚生労働大臣の定める施設基準(基本診療料及び特掲診療料)等に係る保険 医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。
- イ. 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。(適時調査)

(2)業務対象

保険診療又は保険調剤を行っている保険医療機関及び保険薬局等

(3) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位:機関)

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	36	34	40
富山県	歯科	0	0	0
高山宗	薬局	16	9	0
	計	52	43	40

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	26	28	40
静岡県	歯科	0	0	0
即则宗	薬局	33	31	0
	計	59	59	40

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	20	33	42
石川県	歯科	0	0	0
11川宗	薬局	10	10	0
	計	30	43	42

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	42	43	61
愛知県	歯科	0	0	0
发和宗	薬局	0	0	1
	計	42	43	62

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	23	19	16
岐阜県	歯科	0	1	0
	薬局	18	12	0
	計	41	32	16

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	34	26	41
三重県	歯科	0	0	0
二里宗	薬局	24	21	0
	計	58	47	41

県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	医科	181	183	240
管内計	歯科	0	1	0
ENAPI	薬局	101	83	1
	計	282	267	241

4. 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務及び指導・監査について

(1)業務内容

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの申出に ついて、審査、受理等を行っています。

ア. 指導

(ア)集団指導

受領委任の取扱い等を承諾・登録した柔道整復師を対象として、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

柔道整復師による療養費の請求内容等が法令の規定に従って適正に実施され ているかを確認することを目的として実施しています。

(2)業務対象

柔道整復師及び柔道整復を行っている施術所等

(3) 実績

柔道整復師の指導実施状況及び受領委任の取扱いの承諾並びに登録をした柔 道整復師等数は、次のとおりです。

○柔道整復師の指導実施状況

								(1)	単位:人)
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
富山県	集団指導	35	10	11	静岡県	集団指導	107	101	93
	個別指導	9	3	4		個別指導	1	0	5
	計	44	13	15		計	108	101	98
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
石川県	集団指導	0	0	399	愛知県	集団指導	205	187	193
	個別指導	2	10	4		個別指導	10	3	8
	計	2	10	403		計	215	190	201
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度
岐阜県	集団指導	42	58	20	三重県	集団指導	28	26	28
	個別指導	1	2	0		個別指導	3	3	2
	計	43	60	20		計	31	29	30
県 名		平成23年度	平成24年度	平成25年度					
管内計	集団指導	417	382	744					
	個別指導	26	21	23					

403

767

443

計

○受領委任の取扱いの承諾並びに登録をした柔道整復師等数

(平成27年3月31日現在)

県 名	施術所数 (単位数:機関)	柔道整復師 (単位:人)
富山県	586	579
石川県	436	430
岐阜県	772	770
静岡県	955	952
愛知県	2, 191	2, 190
三重県	369	367
合 計	5, 309	5, 288

5. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1)業務内容

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内各県に設置しており、指導監査課及び各県事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県ごとに毎月1回部会を開催しています。

麻薬取締部

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 業務内容

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官や麻薬取締官 OB が学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア. 薬物乱用防止教室、小・中学校、高校、各種研修会や講習会に講師として当部職員及び麻薬取締官OBを計28回派遣し、延べ4,580名を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。



イ. 平成26年11月16日、三重県津市において麻薬・覚醒剤乱用防止運動三重 大会を開催し、作家の加藤諦三氏による特別講演を行いました。

2. 薬物事犯の取締りについて

(1)業務内容

薬物事犯検挙人員の推移をみますと、我が国の主要な薬物乱用は覚醒剤事犯で、全体の 8 割以上を占めています。大麻、麻薬・向精神薬等の薬物も含め、検挙人員はやや減少傾向が見られるものの、高水準で推移しており、依然として厳しい状況が続いています。

【規制薬物例】



一方、危険ドラッグ(合法ハーブ等と称して販売されていた薬物) 乱用による 意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害を起こす事例が多発しており、社 会問題となっています。このため、平成26年4月1日には、薬事法に指定薬物 の単純所持・使用の禁止規定が新設され、その後、薬事法が医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に名称変更され、検査命令等の 対象が拡大されるなど、規制が強化されており、麻薬取締部においても危険ドラ ッグ対策を強化しています。

今後も引き続きこれまでの取り組みを定着させながら、違法薬物の供給の遮断 と需要の根絶を推進していく必要があります。

(2) 実績

- ア. 平成26年の薬物法令違反検挙数は、51件53名でした。
- イ. 名古屋市及びその周辺において、規制薬物を販売していたイラン人を検挙し、 覚醒剤、コカイン、大麻等を押収した。同人は一般道路のガードレールに規制 薬物を隠匿していました。
- ウ. 名古屋税関との合同捜査により、中国から麻薬を輸入した者2名を麻薬及び 向精神薬取締法違反で検挙するとともに、この者達が危険ドラッグを製造して いた石川県内の工場を摘発し、麻薬、指定薬物などを押収した。その後の捜査 により、同人等を全国初の指定薬物製造事実にて検挙しました。
- 工. 平成26年6月3日、岐阜市内において東海北陸地区麻薬取締協議会を開催しました。本協議会において、薬物犯罪を取り締まる東海北陸管内の国及び地方自治体の関係機関が規制薬物の取締状況などに関する意見交換を行い、今後の対応策等について協議しました。
- オ. 平成26年8月には初めて検査命令等を主要都市で実施しました。その後, 関係機関と協力して立入検査・検挙等を実施した結果、危険ドラッグを販売していることが確認できた店舗はなくなりました。

3. 再乱用防止対策について

(1)業務内容

麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象に

した再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員による薬物 中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。

その他、平成22年12月より全国の地方厚生局麻薬取締部に先立ち、当部で 検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止対策プログラムを実施していま す。また、現在では自ら薬物との関係を絶ちたいと望む者についても、その対象を 広げ実施しています。

このプログラムは、取締機関としての特徴を生かしながら、麻薬取締官による 面接等の定期的な連絡を通して対象者に薬物の再乱用を防止するための助言・指導 を行い、薬物依存からの回復を目的に行っています。加えて、プログラムに参加し た対象者の家族に対しても、必要に応じた支援を行っています。

同プログラム対象者やその家族には、薬物依存に対する理解を求めるため、厚生労働省が作成した家族読本など資料の配付を行っています。

(麻薬取締官) 被疑者 (麻薬取締官) 逮捕•勾留 相談業務説明依存治療プログラ 相談業務への参加要請家族読本提供・説明 被疑者家族等 留置施設 (10日~20日間) 公訴提起 執行猶予付判決 相談業務の実施 (執行猶予期間中) 【内容】 • 面接/電話等連絡 対象者家族等 対象者 連絡 再乱用防止 プログラム 面談

初犯者に対する再乱用防止対策プログラム

(2) 実績

- ア. 平成26年11月11日、石川県金沢市内において、地域全体における薬物の中毒・依存症に対する知識の普及と再乱用防止に関する理解の向上を目的として、薬物依存症の治療に関する専門家、全国薬物依存者家族連合会会員等を講師とした一般公開による再乱用防止対策講習会を開催しました。
- イ. 平成26年11月12日、石川県金沢市内において、精神保健指定医、麻薬中 毒者相談員、薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施

設、警察等の薬物問題に関係する管内の医療・行政・司法機関の担当者とともに、 各機関における薬物の再乱用防止への対策とその取組について情報を共有し、連 携強化を図るために薬物中毒対策連絡会議を開催しました。

4. 相談業務について

(1)業務内容

薬物乱用者及びその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

(2) 実績

当部設置の麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、平成26年1月 ~12月末で97件(前年比-2件)でした。

そのうち、覚醒剤乱用に関する相談は48件であり、 大麻乱用に関する相談は10件でした。また、若年層を 中心にその乱用が拡大し社会問題となっている危険ドラ ッグの乱用相談が10件寄せられ、相談内容に応じて、 麻薬取締官が面接や助言を行い、適切かつ迅速な対応に 努めました。



5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導・監督について

(1) 業務内容

麻薬は、医療上極めて高い価値を有していますが、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導等を行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一

方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し随時 立入検査を実施しています。

(2) 実績

管内100の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び麻薬等原料営業者に対して、立ち入り検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。 麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある麻薬向精神薬原料を業として輸入・輸出するとして届け出ている者(麻薬等原料輸入業者・麻薬等原料輸出業者)に対しては、新規届け時に、取り扱う麻薬・向精神薬原料が不正な製造に利用されることがないように相手先や利用方法を確実に確認し、不審な取引があった場合にはすぐに届出を行うように指導しました。

(一口メモ) ~麻薬取締官~

麻薬取締官は、厚生労働大臣の任命・指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、 刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻 薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。